資料２

災害廃棄物の処理に係る２府４県の自治体を対象とした調査

目次

(1) 調査の概要 2
(2) 自治体の一般廃棄物処理施設の調査 2
(3) 災害発生時の災害廃棄物仮置場（オープンスペースを含む）の調査.. 3
ア 調査趣旨 3
イ 調査結果 3
ウ 今後の必要な取組に関する考察 9
(4) 災害時の交通網整備の調査 10
ア 調査趣旨 10
イ 調査結果 10
(5) 危険物（消防法関連），石綿（アスベスト）含有建築物の調査 13
ア 調査趣旨 13
イ 調査結果 13
ウ 今後の必要な取組に関する考察 29
(6) し尿処理関連の調査 30
ア 調査趣旨 30
イ 調査結果 30
(7) 災害時相互協定の調査 32
ア 調査趣旨 32
イ 調査結果 32
ウ 今後の必要な取組に関する考察 40
(8) 災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート（環境省）の分析 41
ア 災害廃棄物に関する計画の策定状況 41
イ 災害廃棄物処理計画の策定における課題.. 47
ウ 災害時における有害物質の流出・漏えいに伴う有害廃棄物等対策に関する検討の有無 48
エ 仮置場の確保や候補地の選定に関する検討の有無.. 48
オ 廃棄物処理技術と教育・訓練の実施状況.. 51
(9) 次年度以降の調査の実施に係る課題 54
ア 調査結果の活用 54
イ 調査方法の工夫.. 54

(1)調査の概要

近畿ブロック内の自治体（府県（６），市町村（１９８），一部事務組合（８５））を対象に，災害廃棄物対策に係る各種調査を行った。本年度の調査の概要は以下のとおり。

図表 1　平成２８年度調査結果の更新

	平成２８年度	平成２９年度
災害発生時の仮置場の調査	近畿２府４県全自治体における，仮置場候補地の選定状況を把握	昨年度の取りまとめ資料の更新を実施
し尿処理関連資材・機材等の調査	近畿２府４県全自治体における，大規模災害の発生に備えたし尿処理関連資材，機材の配備状況について把握	昨年度の取りまとめ資料の更新を実施

図表 2　平成２９年度の新たな調査結果

	調査概要
危険物及び石綿（アスベスト）含有建築物に関する調査	危険物については，昨年度と同様の調査項目である。 石綿（アスベスト）については，「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）（環境省 水・大気環境局課 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル検討会　平成29年9月）」が公表されたことを踏まえて，アスベストに関する台帳や調査の活用状況，及び各種調査結果を活用したアスベスト所在地マップの作成状況の設問を追加した。
災害発生時相互協定の調査	昨年度の調査結果の更新に加えて，近畿ブロック協議会構成自治体における，災害廃棄物処理に関する相互協定について，協定の有効期間，協定の内容，市民への公表，実効性の確保について設問を追加した。

(2)自治体の一般廃棄物処理施設の調査

「現在集計中」

(3)災害発生時の災害廃棄物仮置場（オープンスペースを含む）の調査

ア 調査趣旨

近畿ブロックの全自治体を対象に，災害発生時における廃棄物の仮置場の候補地の選定状況を把握した。なお，避難場所，仮設住宅用地等の候補を含めたオープンスペースとして選定している場合も合わせて把握した。

イ 調査結果

1)調査対象及び回収状況

府県の担当者を通じて，全市町村へ調査票を配信・回収した。

図表 3　アンケート調査（災害廃棄物仮置場）の配信と回収の結果

府県	配信数	回収数	回収率
滋賀県	20	18	90.0%
京都府	27	27	100.0%
大阪府	44	40	90.9%
兵庫県	42	33	78.6%
奈良県	40	31	77.5%
和歌山県	31	28	90.3%
計	204	177	86.8%

（注）数字は府県市町村の合計である。

2)調査結果概要

〇仮置場候補地をリストアップ済みの自治体は昨年から増加するも，全体の３割に留まる

「仮置場候補地をリストアップ済みである」と回答した自治体の割合は昨年の28.0%から33.3%に上昇したものの，全体の3割に留まる。なお，現在リストアップ中，今後リストアップする予定であるという回答を含めると，全体の８割以上に達する。

リストアップされた候補地の土地所有者の割合は，昨年度から大きな変更はなく，約８割は公有地であり，１割程度が民有地である。

〇仮置場候補地は運動場や公園が多く，住居地域に立地しているケースが多い

リストアップされている候補地は，運動場・公園が全体の約半数を占める。また，周辺に住居地域が立地する候補地は全体の３割であった。

〇所有者等と未調整のケースや仮置場として利用可能な面積について未把握のケースが多い

候補地の所有者等と未調整のケースは全体の７割以上となっており，オープンスペースとして位置づけられている（災害時の用途が未決定で，発災後に防災等の関連部局との調整が必要となる）ケースは全体の半数を超えた。

また，候補地の敷地面積のうち仮置場として利用可能な面積について不明と回答された場所は約４割あり，仮置場として使用可能な有効面積は十分に把握されていない。

3)アンケート調査の結果

① 仮置場候補地のリストアップの状況

府県ごとの状況を見ると，リストアップ済みは，和歌山県では67.9%（昨年度59.3%），次いで兵庫県が45.5%（昨年度45.2%），奈良県が32.3%（昨年度20.0%）であった。

また，「現在リストアップ中である」，「今後，リストアップする予定である」を含めると，全ての府県で約７割以上の市町村で取組が進められている。

2府4県の合計を見ると，「リストアップ済み」は33.0%（昨年度28.0%），「現在リストアップ中である」は11.4%（昨年度は9.5%）である。

図表 4　仮置場候補地のリストアップの状況

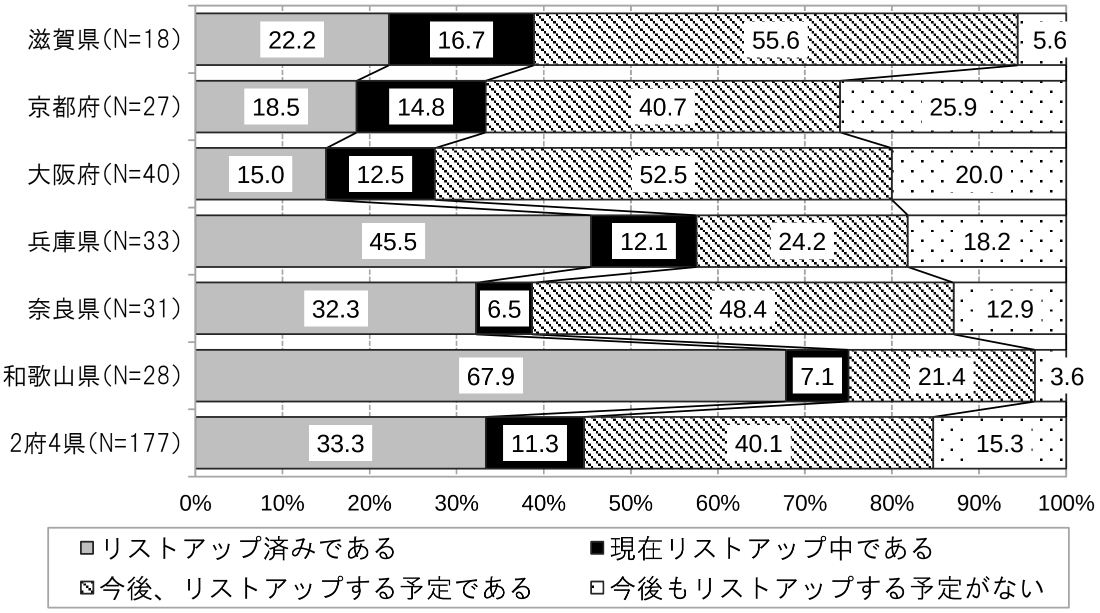

② 仮置場候補地の所有者

仮置場候補地の所有者は「市町村有地」，「府県有地」が多く，「民有地」は約１割であった。昨年度と比較すると，無回答の割合が増加しているものの，全体の比率としては大きな変化は無い。

図表 5　仮置場候補地の所有者

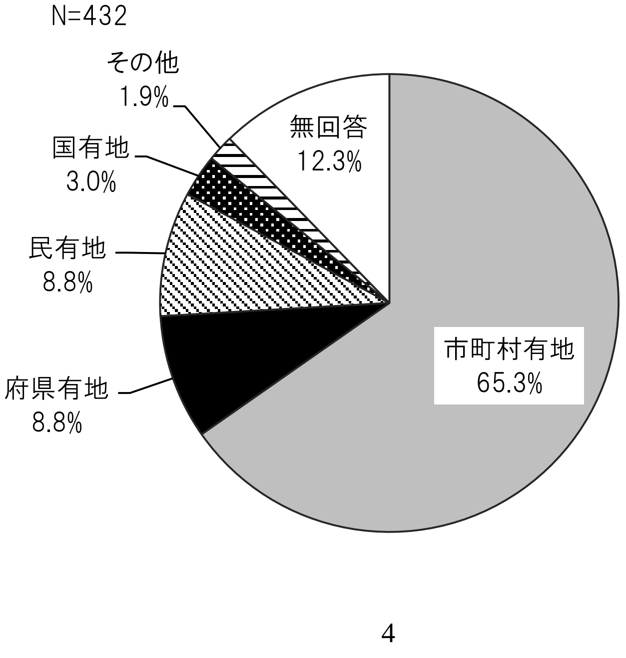

③ 仮置場候補地の平時の用途

仮置場候補地の平時の用途は「運動場（学校も含む）・競技場」,「公園」で約半分を占めるが,「公用地の遊休地・工場跡地等」も比較的大きな割合であった。昨年度と比較すると，無回答の割合が増加しているものの，全体の比率としては大きな変化は無い。

図表 6　仮置場候補地の平時の用途

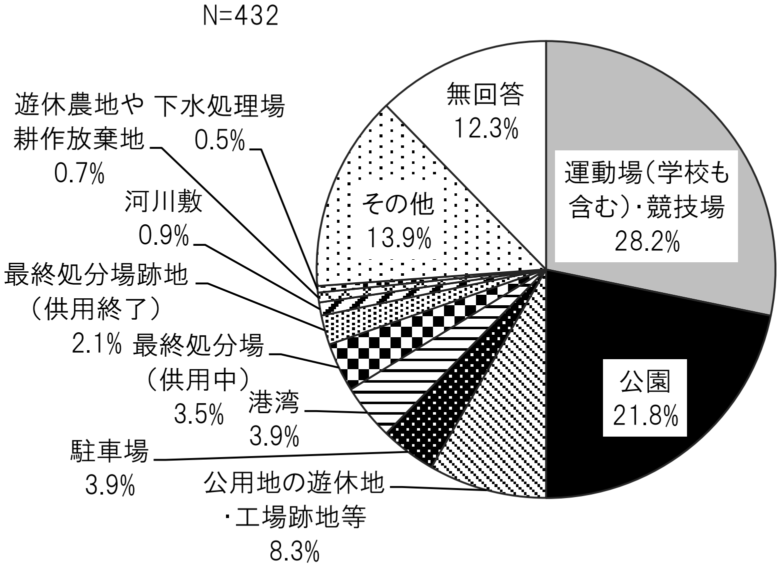

④ 仮置場候補地の周辺の主な土地利用

仮置場候補地の周辺の主な土地利用として「住居地域」が最も多く，次いで,「山林・緑地」,「農地」で約５割を占める。昨年度と比較すると，無回答の割合が増加しているものの，全体の比率には大きな変化は無い。

図表 7　仮置場候補地の周辺の主な土地利用

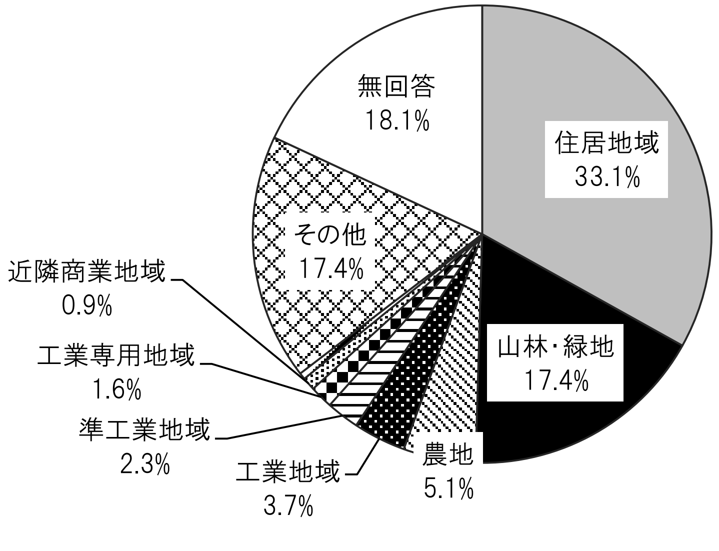

⑤ 仮置場候補地の面積

ii）府県別の敷地面積

近畿ブロック内の自治体で災害時の仮置場候補地としてリストアップされている敷地の面積を２府４県別に整理すると以下のとおりである。敷地面積の合計は，昨年度の524万m^{2}から1,102万m^{2}に倍増している。特に，滋賀県内と大阪府内において仮置場候補地の敷地面積が大きく増加している。

図表 8　仮置場候補地の敷地面積（府県別集計）

年度	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
今年度の調査	75万㎡	72万㎡	517万㎡	65万㎡	30万㎡	343万㎡	1,102万㎡
昨年度の調査	9.6万㎡	72万㎡	24万㎡	47万㎡	27万㎡	344万㎡	524万㎡

（注）今年度の調査で敷地面積不明・無回答の仮置場候補地が42件

iii）敷地面積

仮置場候補地の敷地面積は「5,000㎡未満」が34.5%と最も多く，「5,000～10,000㎡未満」とあわせると10,000m^{2}未満は約半数である。

図表 9　仮置場候補地の敷地面積（規模別集計）

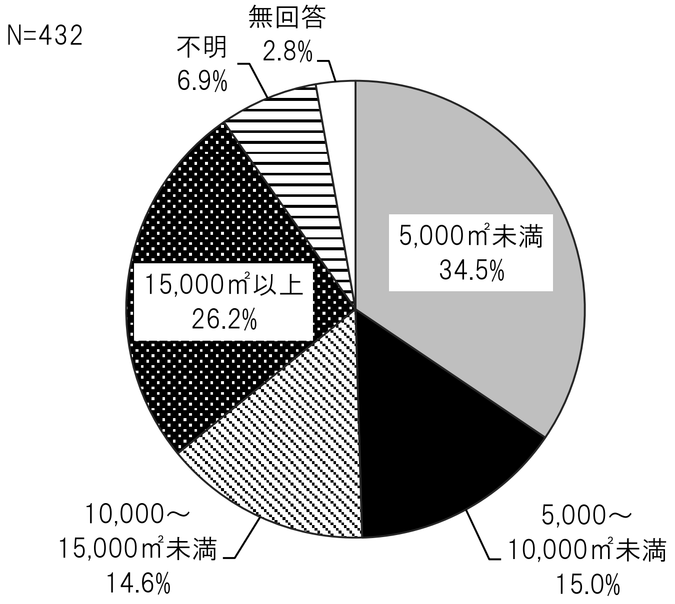

iv）敷地面積のうち仮置場として使用可能な面積

敷地面積のうち山林や建物等を除いた仮置場として使用可能な面積は「不明」が約４割，無回答も3割になり，使用可能な面積が把握できているものは全体の3割程度（昨年度は4割程度）である。10,000m^{2}以上を仮置場として使用可能であるものは，全体の１割程度であった。

図表 10　仮置場候補地の敷地面積のうち仮置場として使用可能な面積（規模別集計）

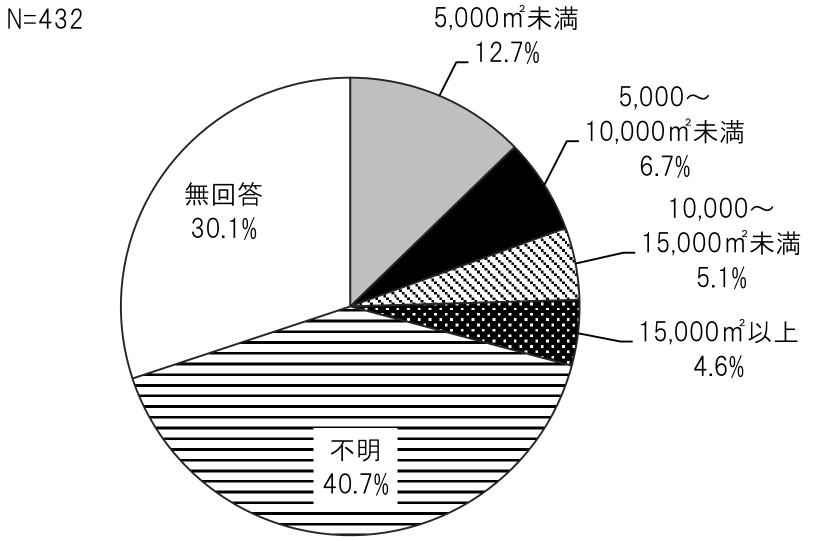

① 仮置場候補地における所有者との調整状況

仮置場候補地について，「所有者と調整済み」の割合は25.9%（昨年度は34.1%）に留まり，所有者と未調整の候補地の割合は全体の約７割（昨年度は６割）となっている。

図表 11　仮置場候補地の所有者との調整状況

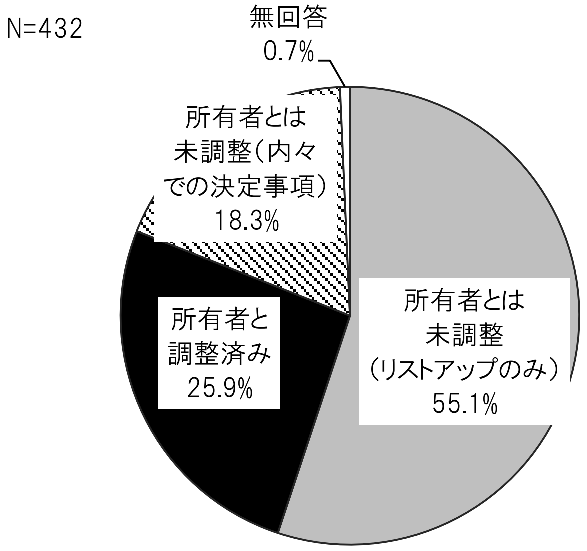

② 仮置場候補地の位置づけ

仮置場候補地の位置づけとして「オープンスペース（災害時の用途は未決定）」が約５割であり，発災後に防災等の関連部局との調整が必要となる場合が多い状態であった。昨年度と比較して，全体的な比率に大きな変化は無い。

図表 12　仮置場候補地の位置づけ

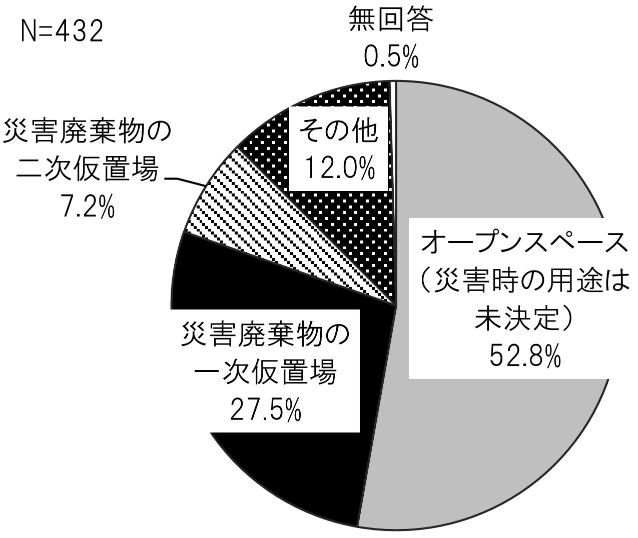

ウ 今後の必要な取組に関する考察

〇仮置場候補地のリストアップに関する取組促進が必要

仮置場の予定候補地の敷地面積は，近畿全体として見た場合大幅に増加しているが，「仮置場候補地をリストアップ済みである」と回答した自治体は全体の３割程度に留まる。

仮置場は発災直後の２～３日には開設する必要があるため，事前に候補地をリストアップしておくことが必要である。

また，仮置場の面積は，搬出入車両の導線や分別スペースを考慮すると10,000m^{2}以上が望ましいとされているが，10,000m^{2}以上の面積を仮置場として使用可能であると確認できている候補地は，全体の約１割しかない。

なお，既にリストアップされた候補地の約８割が府県や市町村が所有する公有地であるが，１割程度は民有地もリストアップされている。今後，各自治体において仮置場候補地のリストアップを行う際は，公有地に加え民有地の活用も視野に入れる必要がある。

〇地域住民の生活区域との近接地以外の候補地を確保することが必要

リストアップされている仮置場候補地は，運動場や公園が多く，また，住居地域に立地しているケースが多い。

住居地域に近接する仮置場は，地域住民が直接持ち込む片づけごみ等の受入場所として有効に機能する一方，臭いや粉塵等の環境上の配慮が必要となり，仮置場設置にあたって地域住民との調整等に時間を要する場合がある。

このため，運動場や公園等に加え，工場跡地や港湾等，地域住民の生活区域との近接地以外の仮置場候補予定も検討しておくことが必要である。

〇災害時における仮置場の使用を見据えた事前対策が必要

仮置場候補地は，所有者等と未調整のケースや敷地面積のうち仮置場として利用可能な面積について未把握のケースが多い。

仮置場の設置に当たっては，使用条件等について，所有者との交渉に時間を要することから，可能な限り事前に行っておくことが望ましい。また，仮置場に特定していないオープンスペースがリストアップされている場合は，発災直後に避難所，仮設住宅，ボランティアセンター等の担当部局との調整が必要となるため，できる限り防災部局等と事前調整を行っておくことが重要である。

仮置場候補地については，あらかじめ現地視察等を行い，仮置場として利用可能な面積の把握や大まかなレイアウトの検討を行う等を行っておくことが重要である。

(4)災害時の交通網整備の調査

ア 調査趣旨

近畿地方における各府県の地域防災計画から，災害時の被災地における交通網整備に対する優先順位を整理し，災害廃棄物の仮置場までの輸送ルートの参考となり得る資料を作成した。また、発災時に重要拠点と想定した地点（施設等）を中心に，優先的に道路・航路の啓開作業が展開されることから，それらを参考に支援車両や災害廃棄物の輸送ルートを調査し，図示した。

イ 調査結果

昨年度調査時点より，大阪府及び和歌山県において災害時優先通行道路の指定に関して変更があったため，両府県に関してのみ昨年度作成した地図の更新を行った。

図表 13　各府県の災害時優先通行道路

府県	災害時優先通行道路の名称
滋 賀 県	第１次緊急輸送道路，第２次緊急輸送道路
京 都 府	第１次緊急輸送道路，第２次緊急輸送道路
大 阪 府	広域緊急交通路 （自動車専用道路，一般道路重点14路線，一般道路その他） **※変更概要：路線の追加・変更**
兵 庫 県	緊急輸送道路（高規格幹線道路等），緊急輸送道路（一般道）
奈 良 県	第１次緊急輸送道路，第２次緊急輸送道路
和歌山県	第１次緊急輸送道路，第２次緊急輸送道路，第３次緊急輸送道路 **※変更概要：路線の追加**

次ページに，更新のあった大阪府及び和歌山県のみ地図を示す。

図表 14　大阪府における災害時優先通行道路

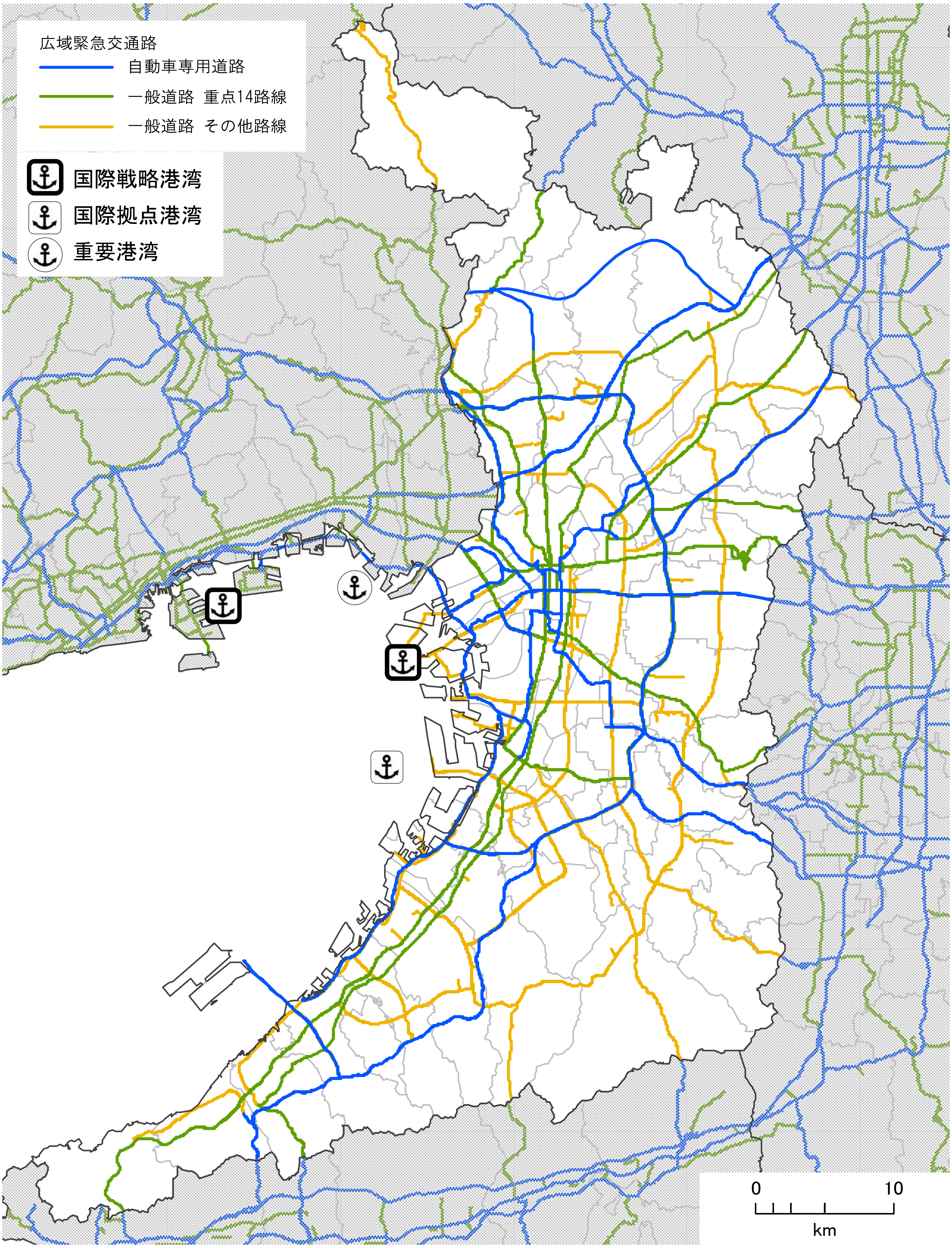

図表 15　和歌山県における災害時優先通行道路

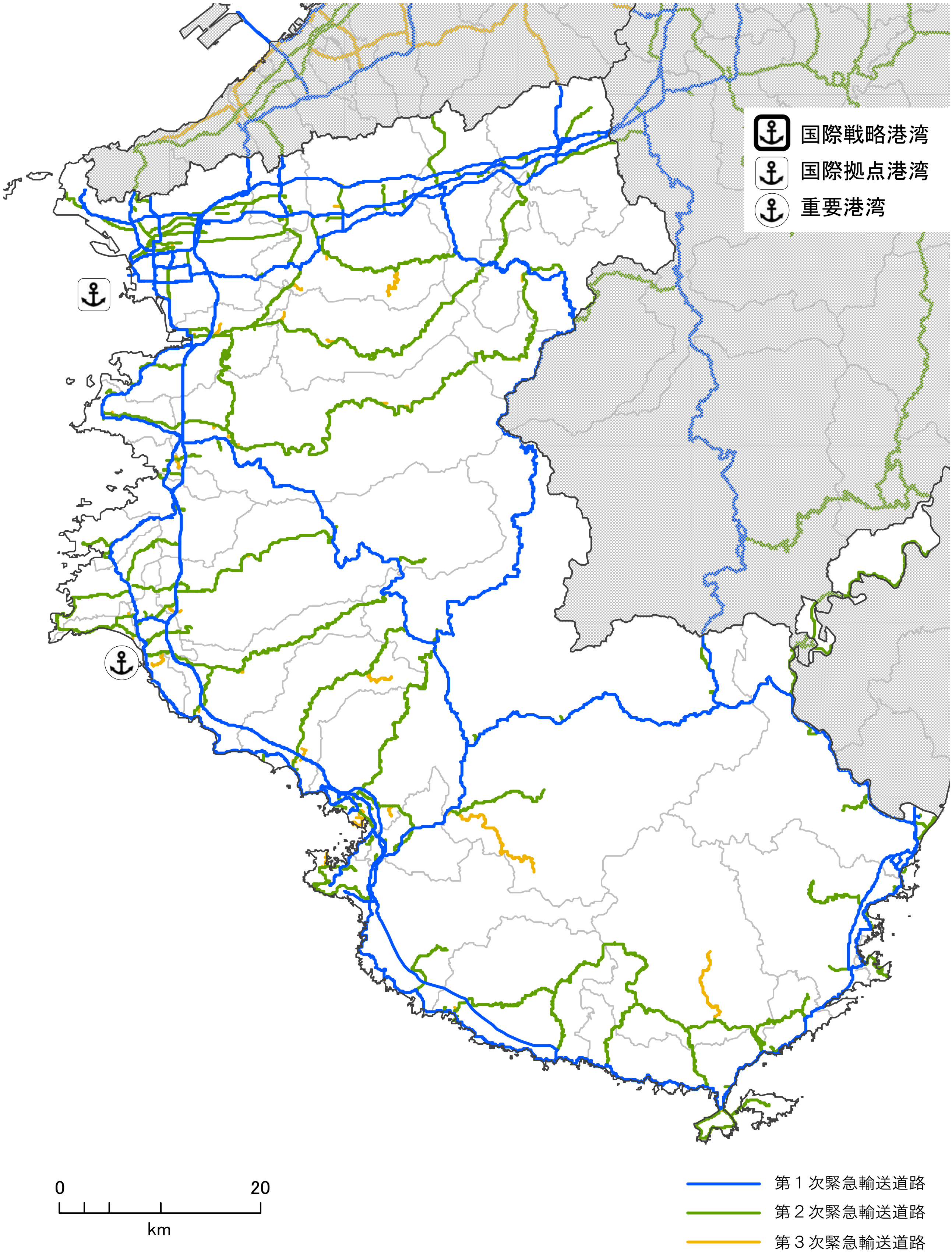

(5)危険物（消防法関連），石綿（アスベスト）含有建築物の調査

ア 調査趣旨

大規模災害発生時においては，消防法上の危険物の事故等に伴う災害廃棄物の発生や建築物の解体等を行うにあたり，特に配慮が必要な消防法上の危険物や石綿（アスベスト）含有建築物について，その所在情報等を管理している関係部局からの情報提供をうけて，対応にあたることが必須となる。本調査を実施することで，大規模災害発生時においても関係部局間の円滑な情報共有が進むことを意図した。

イ 調査結果

(ｱ)調査対象及び回収状況

府県，市町村を対象とした。回収状況は以下のとおり。

図表 16　アンケート調査（危険物（消防法関連），石綿（アスベスト）含有建築物）の配信と回収の結果

府県	配信数	回収数	回収率
滋賀県	20	17	85.0%
京都府	27	26	96.3%
大阪府	44	39	88.6%
兵庫県	42	34	81.0%
奈良県	40	32	80.0%
和歌山県	31	27	87.1%
計	204	175	85.8%

（注）サンプル数には市町村に加え，府県も含む。

(ｲ)調査結果の概要

○５割の自治体が消防法上の危険物に関する情報開示が可能と回答

災害時においては，消防法上の危険物に関する情報について，関係者に対して開示することが可能であると回答した市町村は，全体の５割であった。また，開示可能な情報の内容としては，保管施設名称・住所が全体の約８割であった一方，保管・在庫状況は４割強に留まる。

○自治体管内のアスベスト含有建築物が把握されていない

アスベスト台帳の整備を行っていない市町村が約７割，建築確認台帳を活用した調査を行っていない市町村が約８割，固定資産課税台帳を活用した調査を行っていない市町村が８割超，石綿含有建材の使用実態調査結果を活用していない市町村が半数超であった。

さらに，これらの調査結果を活用したアスベスト所在地マップについては，府県で５割，市町村で約９割が作成していない結果となった。

(ｳ)消防法上の危険物に関する各情報について

1)災害発生時における関係者への情報開示可否

消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否に関して市町村の結果を見ると，無回答が５割弱もあるが，平常時でも，庁内関係者及び庁外関係者に対しては約４割，庁内関係者に限定すれば前者と合わせて４割強の自治体が情報開示可能であるという回答であった。また，災害発生時においては，情報開示が可能な自治体は５割以上に達する。

一方，わずかではあるが一切情報開示することができないと回答した自治体もある。

全体の比率について，昨年度から大きな変化は無い。

図表 17　消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否

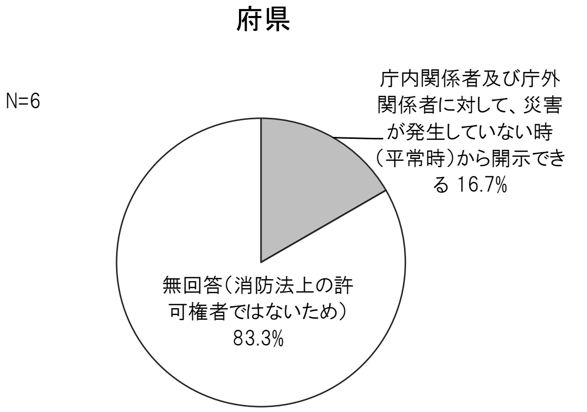

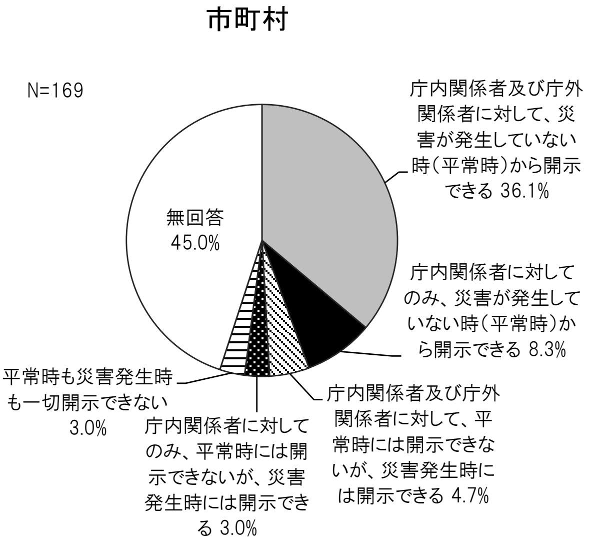

※　消防法上の危険物とは消防法第２条第７項別表に掲げる品目のこと。指定数量未満で，各自治体の火災予防条例で届け出が必要としているものの貯蔵･取扱状況についても本調査の対象とする。

※　災害発生時における関係者…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

※　府県別集計では，消防法上の許可権者に該当する地域を所管している府県は１県のみである。そのほかの府県は全て，市町村が消防法上の許可権者に該当し，府県が許可権者に該当する地域がないので，無回答（消防法上の許可権者ではないため）として集計している。

2)開示可能な情報の内容

消防法上の危険物に関する情報のうち災害発生時において関係者へ開示できる内容に関して市町村の結果を見ると，消防法上の危険物の保管施設名称（名称，住所）は76.4%（昨年度81.6%）の市町村で開示可能である。また，消防法上の危険物の保管・在庫状況まで開示可能であると回答した市町村は43.8%（昨年度34.5%）であった。

図表 18　消防法上の危険物に関する情報のうち災害発生時において関係者へ開示できる内容（複数選択）

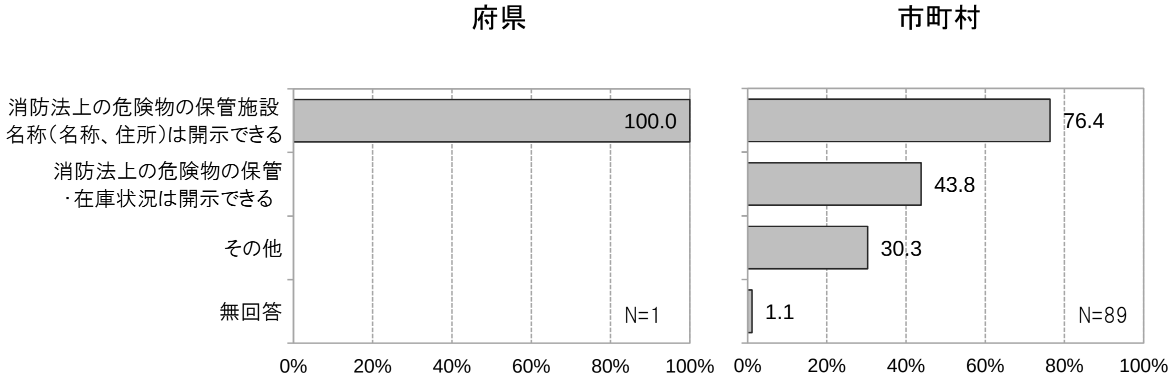

「その他」の主な回答

・開示できる内容が限られる（市町村）	・個人に関する情報は開示不可（市町村）
・市，町の情報公開条例に基づく（市町村）	・情報公開請求があれば開示可能（市町村）

※　前問「消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否」で「開示できる」と回答した自治体の回答

(エ)自治体管内のアスベスト含有建築物の調査（把握）状況

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）(環境省 水・大気環境局課 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル検討会　平成29年9月)」に，建築物等における石綿使用状況の把握に活用できる情報として，以下の５つの情報が記載されている。

本調査では，近畿圏内の自治体における，これらの情報を活用した調査の実施状況，並びに調査結果の開示状況を調査した。

図表 19　建築物等における石綿使用状況の把握に活用できる情報

情報の種類	所管部署	概要
アスベスト台帳	都道府県又は市町村 （建築基準法所管部署）	○国土交通省は地方公共団体が民間建築物における吹付け石綿の使用実態を把握する際の参考として，「建築物石綿含有材調査マニュアル（平成26年11月)」を示している。 ○当マニュアルにおいては，建築基準法において規制対象としている「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」を調査してアスベスト調査台帳として整備するとしている。
建築確認台帳	都道府県又は市町村 （建築基準法所管部署）	○石綿の情報そのものは記載されていないが，建築物の建築時期や構造の情報が含まれることから，石綿が使用されている可能性の高い建築物を推定することができる。
固定資産課税台帳	市町村 （税務所管部署）	
自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果	自治体 ・学校教育担当部署 ・病院担当部署 ・社会福祉担当部署 ・公有財産管理部署	○吹付け材については，平成17年度以降，関係各省において学校施設，病院，社会福祉施設等及び地方公共団体所有施設等での使用実態の調査が行われている。 ○保温材等の一部については，平成26年度以降，学校施設，病院，社会福祉施設等での使用実態の調査が行われている。
大気圏汚染防止法の届出履歴	都道府県・大気汚染防止法政令市 （大気汚染防止法担当部署）	○封じ込め・囲い込みの届出履歴から，石綿飛散の可能性のある建築物を特定できる。

（出典）災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）(環境省 水・大気環境局課 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル検討会　平成29年9月）より作成

1)アスベスト台帳

i）アスベスト台帳の整備状況

アスベスト台帳に関して整備済みの自治体は，府県が８割，市町村が約２割であった。整備を行っていない市町村は約７割であった。

なお，回答結果には，自治体所有の施設の使用実態調査のみを台帳としている場合や施設の所管部署が把握している場合の回答が「整備済み」「その他」のそれぞれどちらかに集計されているため，来年以降のアンケートに反映できるよう検討をする。

図表 20　アスベスト台帳の整備状況

府県

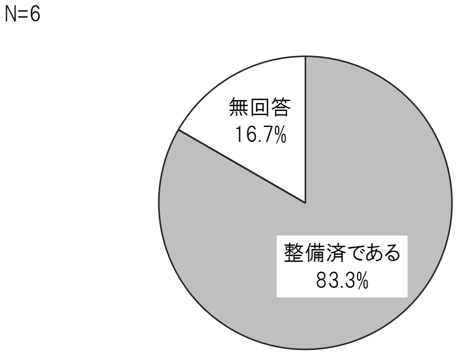

市町村

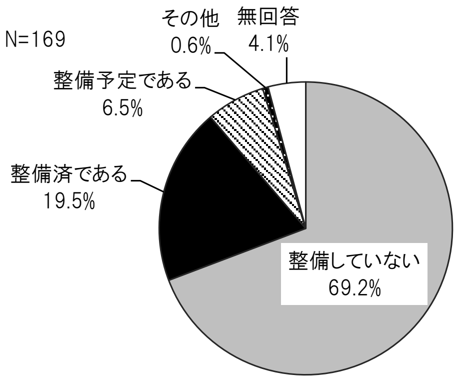

「その他」の主な回答

・確認できていない（市町村）

ii）アスベスト台帳の情報開示可否

アスベスト台帳を整備していると回答した自治体に対して，アスベスト台帳の情報開示可否に関して調査したところ，市町村の結果を見ると，平常時であっても，庁内関係者及び庁外関係者に対しては約２割，庁内関係者に限定すれば前者と合わせて約４割の市町村が情報開示可能であると回答した。また，災害発生時においては，６割強の市町村において情報開示が可能となる。一方，１割の市町村においては一切情報を開示することができないと回答された。

図表 21　アスベスト台帳の情報開示可否

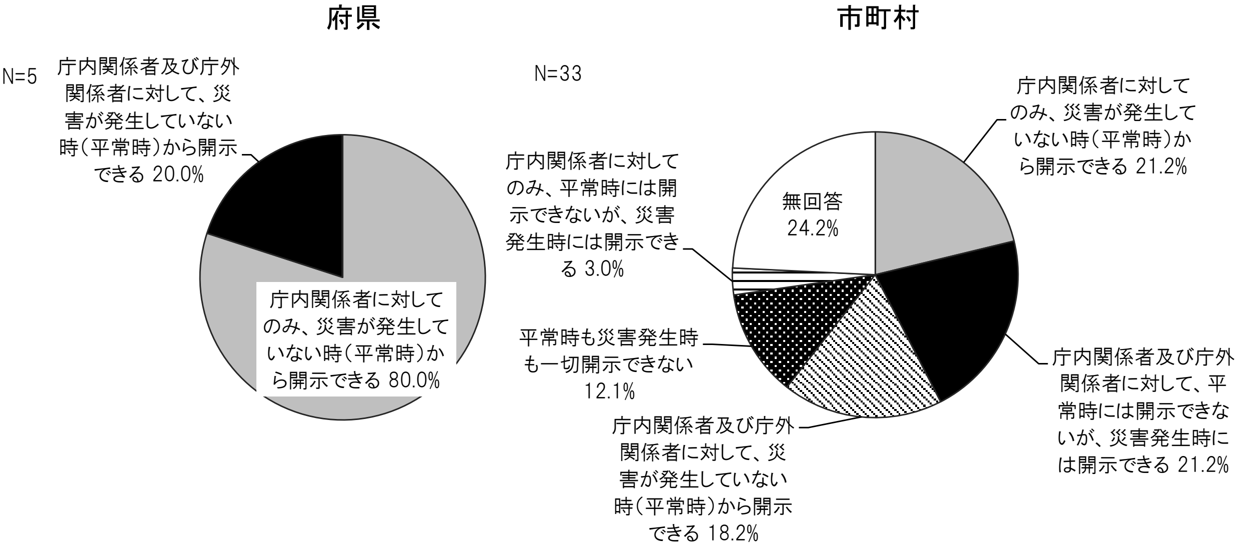

※　前問「アスベスト台帳の整備状況」で「整備済である」と回答した自治体のみの回答

※　災害発生時における関係者とは…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

iii）アスベスト台帳の開示可能な情報の内容

アスベスト台帳の開示可能な情報の内容に関して市町村の結果を見ると，石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については６割強，石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については約５割の市町村が開示可能であると回答された。

図表 22　アスベスト台帳の開示可能な情報の内容（複数選択）

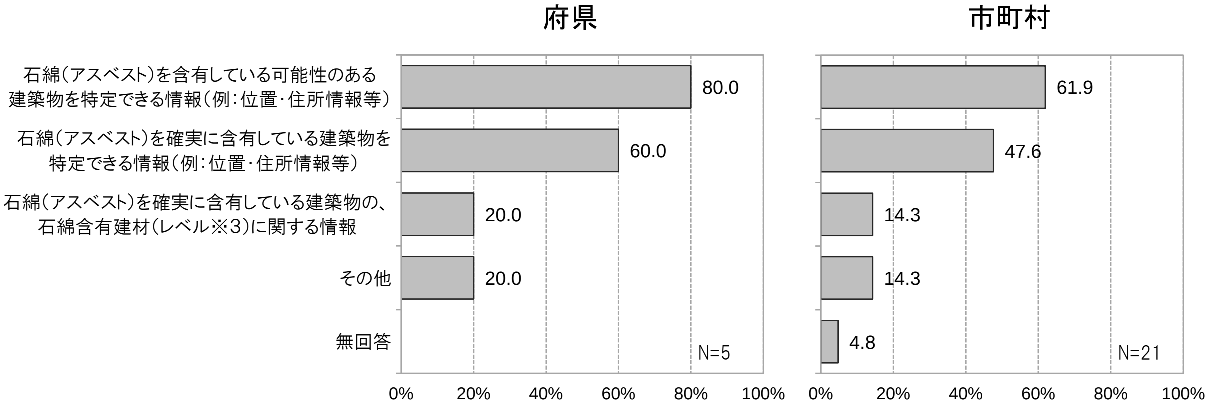

「その他」の主な回答

・市，町の情報公開条例に基づく（市町村）　　・レベル１のみ開示可能（市町村）

※　前問「アスベスト台帳の整備状況」で「整備済である」と回答した自治体のみの回答

※　アスベストの“レベル”は，建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル１　石綿含有吹付け材

レベル２　石綿含有保温材，耐火被覆材，断熱材

レベル３　その他の石綿含有建材（成形板等）

2)建築確認台帳

i）建築確認台帳を活用した調査状況

建築確認台帳の活用によって,石綿含有建物の推定調査を実施している市町村は１割強であった。調査を行っていない市町村が約８割であった。

図表 23　建築確認台帳を活用した調査状況

府県

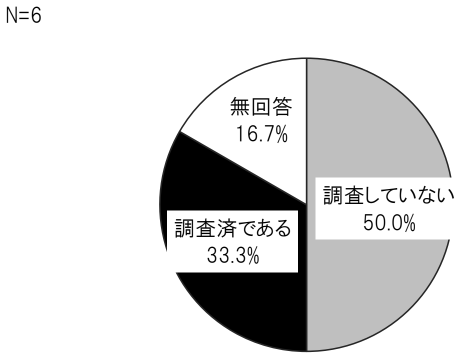

市町村

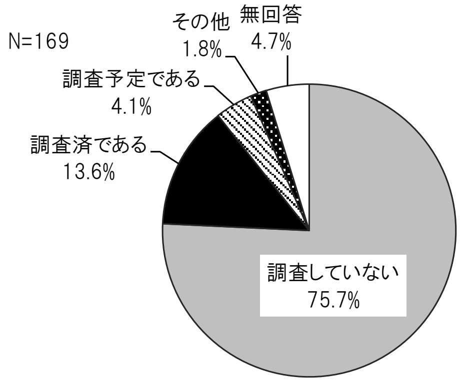

「その他」の主な回答

・含有建築物なし（市町村）　・確認できていない（市町村）

ii）建築確認台帳を活用した調査結果の情報開示可否

建築確認台帳を活用した調査結果の情報開示可否に関して市町村の結果を見ると，平常時であっても，庁内関係者及び庁外関係者に対しては１割強，庁内関係者に限定すれば前者と合わせて５割の市町村が情報開示可能であると回答した。また，災害発生時においては，７割強の自治体において情報開示が可能となる。

一方，約２割の市町村においては一切情報を開示することができないと回答された。

図表 24　建築確認台帳を活用した調査結果の情報開示可否

府県

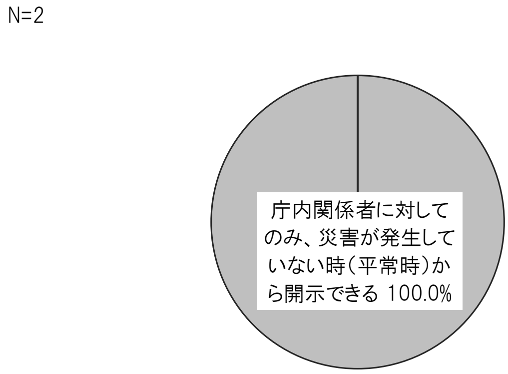

市町村

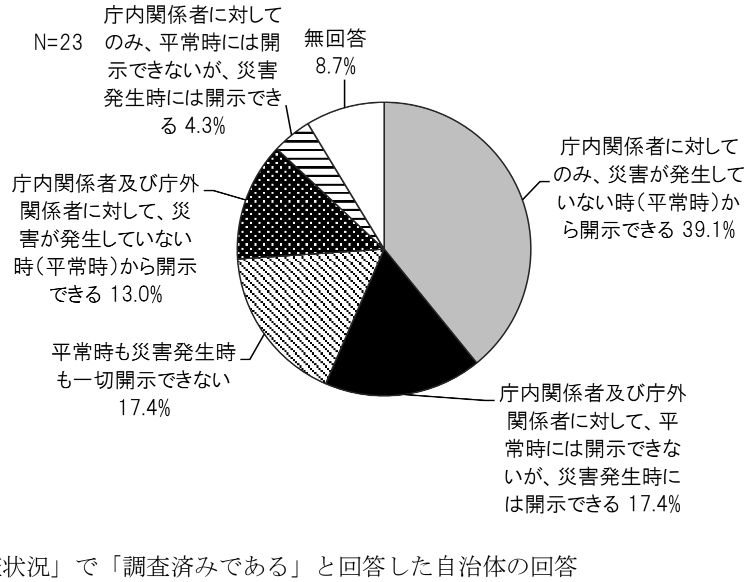

※　前問「建築確認台帳を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

※　災害発生時における関係者…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

iii）建築確認台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容

建築確認台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容に関して市町村の結果を見ると，石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については約６割，石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については２割強の市町村が開示可能であると回答された。

図表 25　建築確認台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（複数選択）

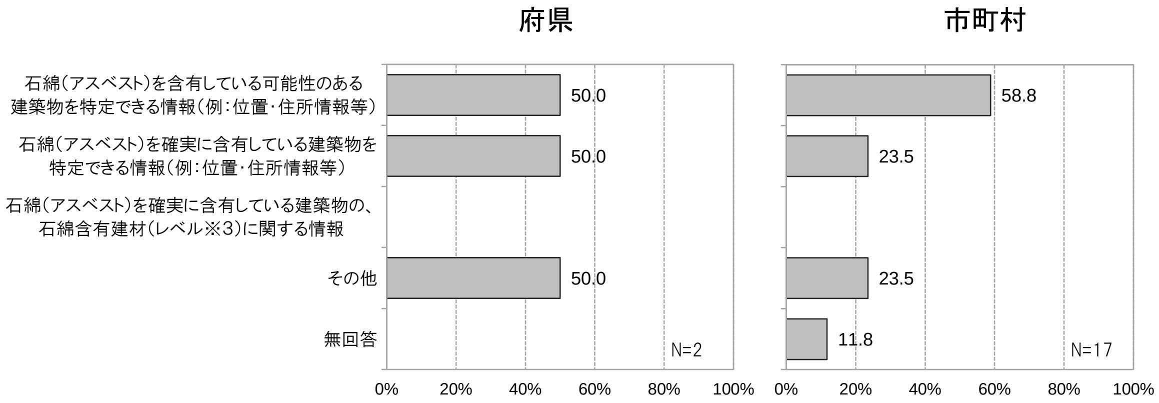

「その他」の主な回答

・市，町の情報公開条例に基づく（市町村）

※　前問「建築確認台帳を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

※　アスベストの“レベル”は，建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル１　石綿含有吹付け材

レベル２　石綿含有保温材，耐火被覆材，断熱材

レベル３　その他の石綿含有建材（成形板等）

3)固定資産課税台帳（市町村のみに対する調査）

i）固定資産課税台帳を活用した調査状況（市町村のみに対する調査）

固定資産課税台帳の活用によって，石綿含有建物の推定調査を実施している市町村は，１割弱であった。調査を行っていない市町村は８割強であった。

図表 26　固定資産課税台帳を活用した調査状況（市町村）

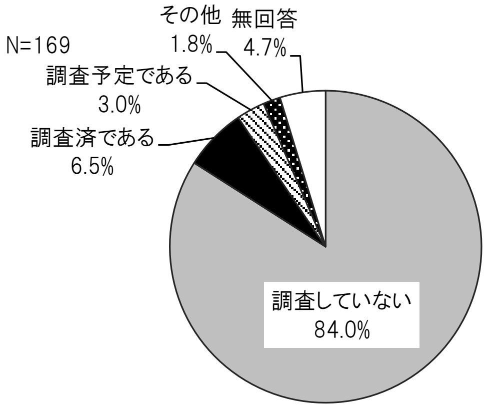

「その他」の主な回答

・含有建築物なし（市町村）	・確認できていない（市町村）

ii）固定資産課税台帳を活用した調査結果の情報開示可否（市町村のみに対する調査）

固定資産課税台帳を活用した調査結果の情報開示可否に関して市町村の結果を見ると，平常時であっても，庁内関係者に限定すれば約４割の市町村が情報開示可能であると回答した。また，災害発生時においては，６割強の自治体において情報開示が可能となる。

一方，約２割の市町村においては一切情報を開示することができないと回答された。

図表 27　固定資産課税台帳を活用した調査結果の情報開示可否（市町村）

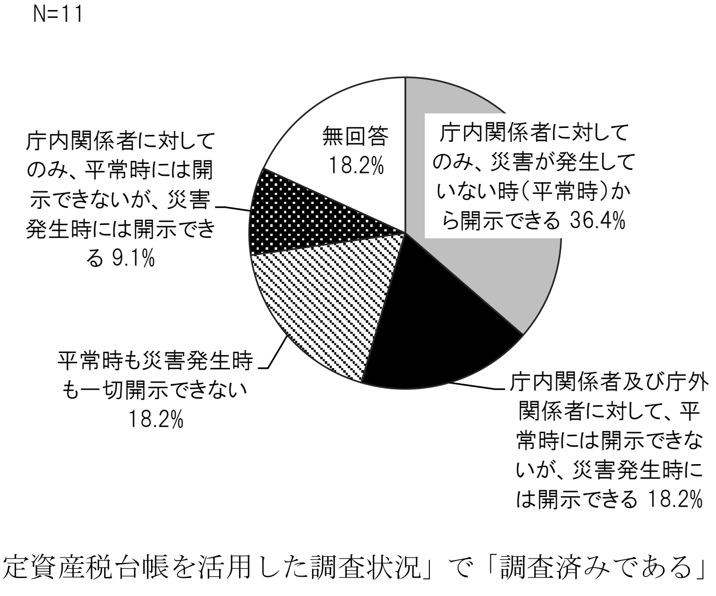

※　前問「固定資産税台帳を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

※　災害発生時における関係者とは…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

iii）固定資産課税台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（市町村のみに対する調査）

固定資産課税台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容に関して市町村の結果を見ると，石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については４割強，石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については約３割の市町村が開示可能であると回答された。

図表 28　固定資産課税台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（市町村）（複数選択）

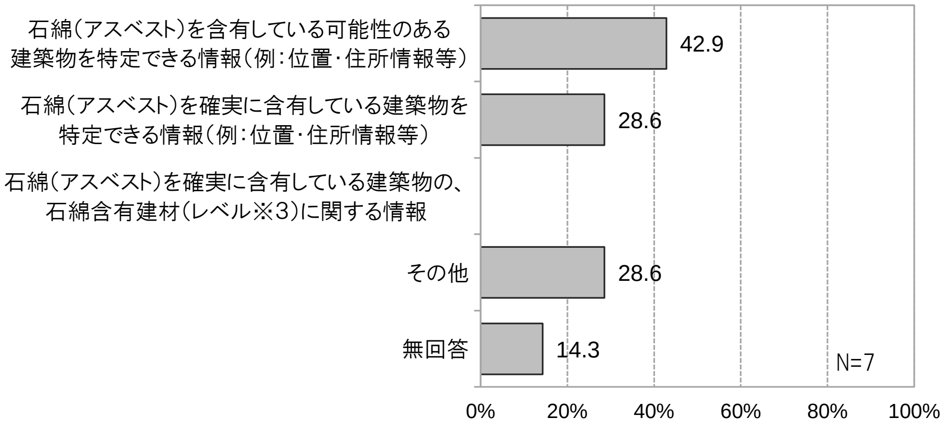

「その他」の主な回答

・その都度，開示内容を検討する（市町村）　　　・レベル１のみ開示可能（市町村）

※　前問「固定資産税台帳を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

※　アスベストの“レベル”は，建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル１　石綿含有吹付け材

レベル２　石綿含有保温材，耐火被覆材，断熱材

レベル３　その他の石綿含有建材（成形板等）

4)自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果

i）自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果の活用状況

自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果に関して活用している自治体は，府県が５割，市町村が約３割であった。活用していない自治体は，府県が３割強，市町村が５割強であった。

図表 29　自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果の活用状況

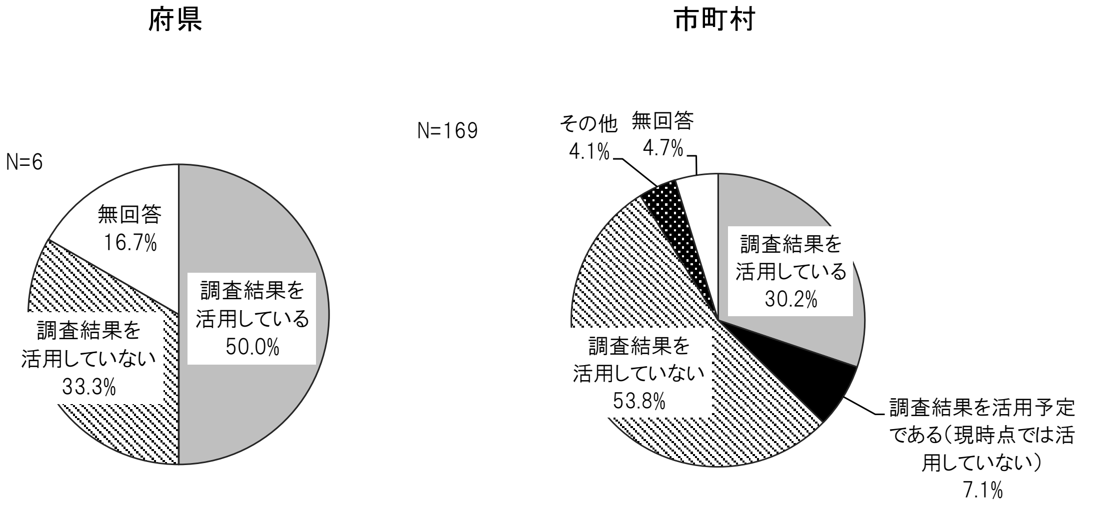

「その他」の主な回答

・担当部局により対応が異なる（市町村）	・含有建築物なし（市町村）

ii）自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の情報開示可否

自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の情報開示可否に関して府県の結果を見ると，平常時であっても，庁内関係者及び庁外関係者に対しては約７割，庁内関係者に限定すれば全ての府県が情報開示可能であると回答した。

市町村では，平常時であっても，庁内関係者及び庁外関係者に対しては約５割，庁内関係者に限定すれば前者と合わせて約９割の市町村が情報開示可能であると回答した。

図表 30　自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の情報開示可否

府県

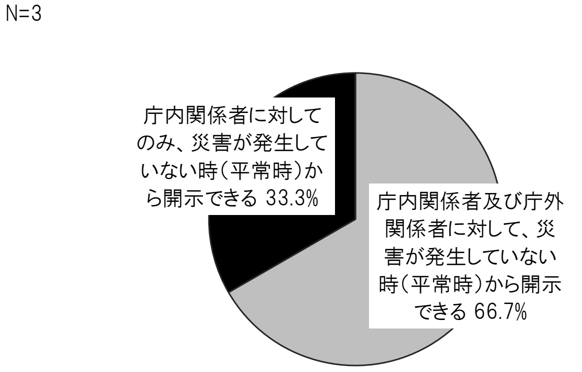

市町村

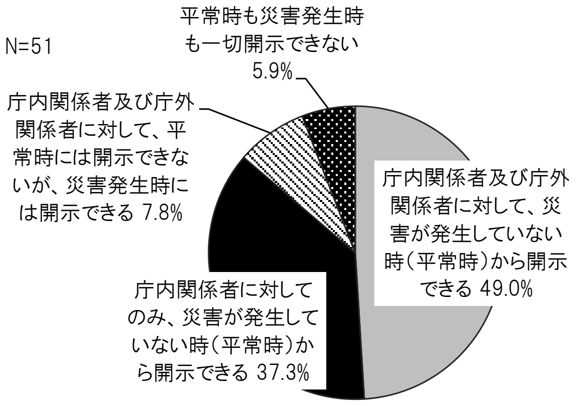

※　前問「自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果の活用状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

※　災害発生時における関係者…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

iii）自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の開示可能な情報の内容

自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の開示可能な情報の内容に関して府県の結果を見ると，石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については３割強，石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）についても３割強の府県が開示可能であると回答された。

市町村では，石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については約７割，石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については３割強の市町村が開示可能であると回答された。

図表 31　自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（複数選択）

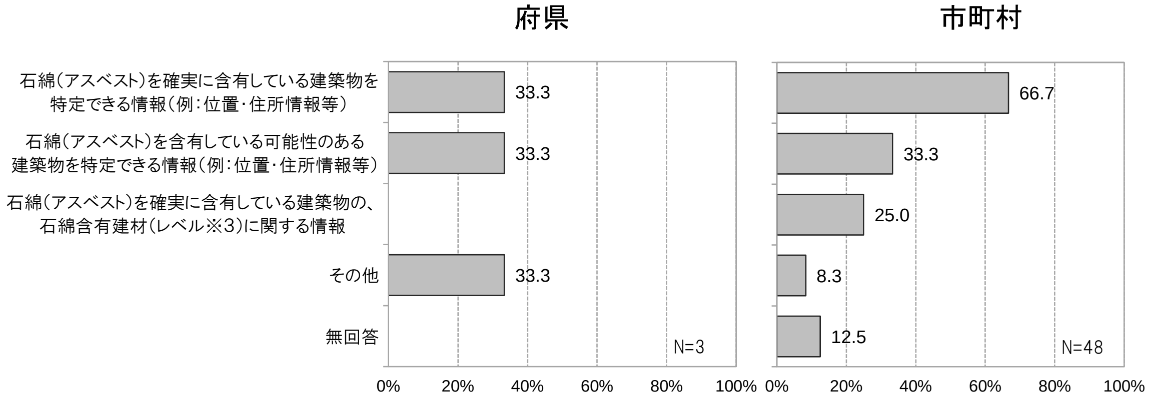

「その他」の主な回答

・レベル１のみ開示可能（市町村）

※　前問「自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果の活用状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

※　アスベストの“レベル”は，建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル１　石綿含有吹付け材

レベル２　石綿含有保温材，耐火被覆材，断熱材

レベル３　その他の石綿含有建材（成形板等）

5)大気汚染防止法の届出履歴

i）大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況

大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査に関して調査済みの自治体は，府県が約２割，市町村は１割もなかった。調査を行っていない自治体は，府県が８割強，市町村が約４割であった。

大気汚染防止法の届出履歴は，他の情報と比べて「調査済みである」と回答した自治体が少ない。

図表 32　大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況

府県　　市町村

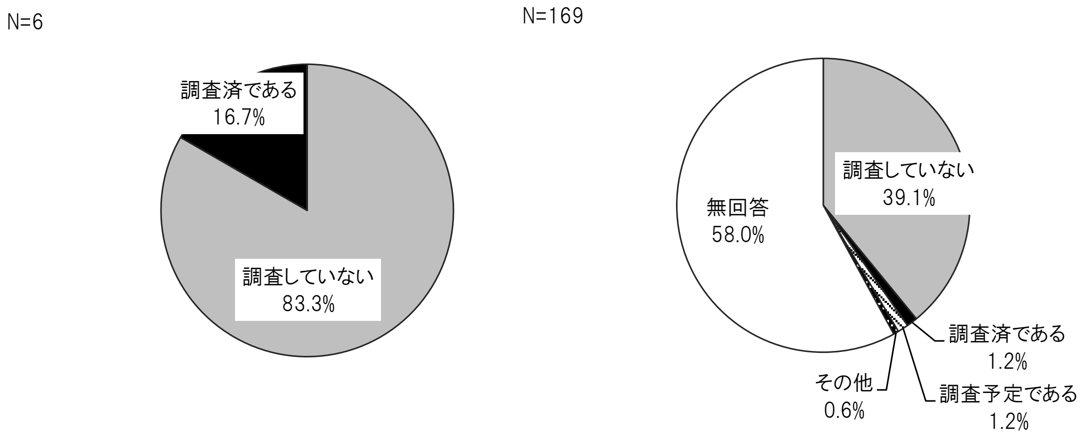

「その他」の主な回答

・確認できていない（市町村）

ii）大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否

大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否に関して市町村の結果を見ると，平常時であっても，庁内関係者及び庁外関係者に対しては全てが情報開示可能であると回答した。

図表 33　大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否

府県　　市町村

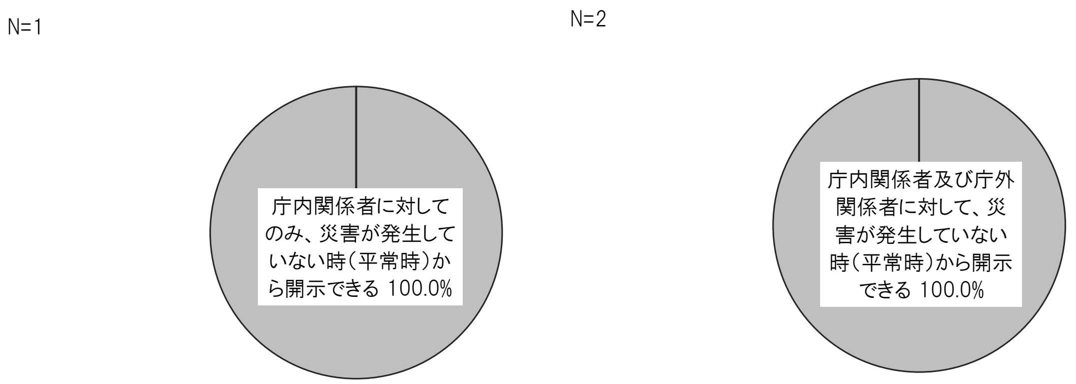

※　前問「大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

※　災害発生時における関係者…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

iii）大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の開示可能な情報の内容

大気汚染防止法の石綿の封じ込め・囲い込みの届出履歴を活用した調査結果の開示可能な情報の内容に関して市町村の結果を見ると，石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については５割の市町村が開示可能であると回答された。

図表 34　大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（複数選択）

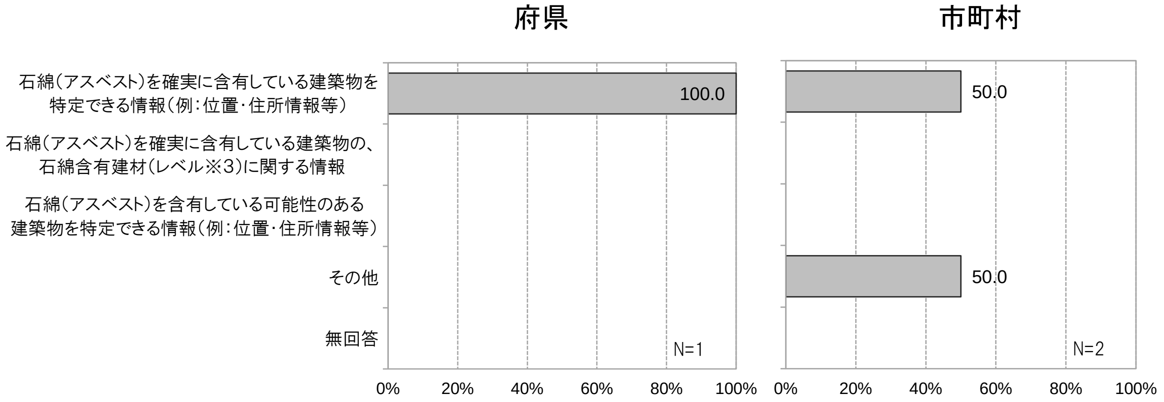

「その他」の主な回答

・届出履歴の中に石綿使用施設はない（市町村）

※　前問「大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

※　アスベストの“レベル”は，建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル１　石綿含有吹付け材

レベル２　石綿含有保温材，耐火被覆材，断熱材

レベル３　その他の石綿含有建材（成形板等）

6)各種調査結果を活用したアスベスト所在地マップの作成状況

各種調査結果を活用したアスベスト所在地マップの作成状況に関しては，府県で５割，市町村で約９割が作成していない。

図表 35　各種調査結果を活用したアスベスト所在地マップの作成状況

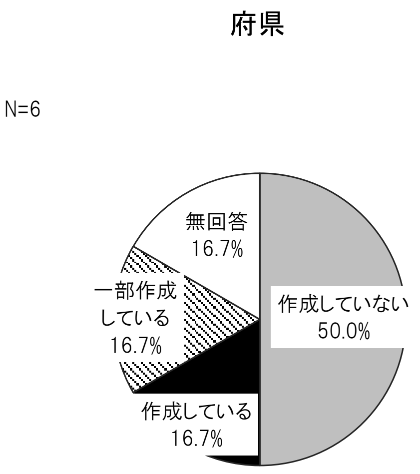

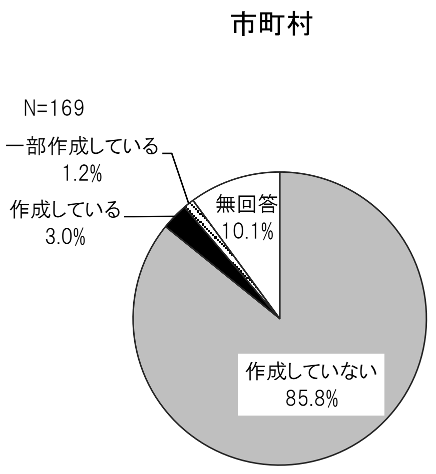

ウ 今後の必要な取組に関する考察

〇危険物含有建築物の調査・情報開示の促進が必要

災害時に，消防法上の危険物に関する情報について，関係者に対して開示することが可能であると回答した市町村は，全体の５割程度であった。また，開示可能な情報の内容としては，保管施設名称・住所が全体の約８割であったが，保管・在庫状況も開示可能と回答した割合は４割強に留まる。

災害発生時に，危険物を保管している建築物の情報が把握できなければ，廃棄物の処理が滞るほか，処理にあたる作業員に危険が及んだりする可能性があることから，平時から，危険物含有建築物を調査し，それらの調査結果の開示に取り組む必要がある。

〇関連部局との連携のもと，石綿（アスベスト）含有建築物の把握・情報開示の促進が必要

本調査結果からは，アスベスト台帳の整備を行っていない市町村が約７割，建築確認台帳，固定資産課税台帳を活用した調査を行っていない市町村がともに約８割，石綿含有建材の使用実態調査結果を活用していない市町村が半数超と，多くの自治体において，アスベスト含有建築物の把握調査が遅れている。

さらに，これらの調査結果を活用したアスベスト所在地マップについては，府県で５割，市町村で約９割が作成していない結果となった。

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成29年9月）の改定に伴い，平常時における石綿使用建築物の把握が新たに追加され，事前対策の強化が求められていることから，関連部局と連携した取組を進める必要がある。

図表 36　府県別石綿（アスベスト）含有建築物の調査状況

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿全体
アスベスト台帳	3 (17.6%)	2 (7.7%)	10 (25.6%)	7 (20.6%)	3 (9.4%)	13 (48.1%)	38 (21.7%)
建築確認台帳	3 (17.6%)	0 (0.0%)	7 (17.9%)	4 (11.8%)	4 (12.5%)	7 (25.9%)	25 (14.3%)
固定資産課税台帳	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (12.8%)	1 (2.9%)	2 (6.3%)	3 (11.1%)	11 (6.3%)
自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果	4 (23.5%)	5 (19.2%)	16 (41.0%)	10 (29.4%)	6 (18.8%)	13 (48.1%)	54 (30.9%)
大気圏汚染防止法の届出履歴	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.6%)	1 (2.9%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	3 (1.7%)

※数字は各情報について「整備済である」または「調査済である」と回答した自治体（府県と市町村の合計）の数

※（　）内は，回答があった自治体数を母数とした割合である。

(6)し尿処理関連の調査

ア 調査趣旨

大規模災害発生時においては，し尿処理関連資材・機材等（簡易（移動）トイレ，マンホールトイレ，バキューム車を含む）の配備・設置状況について，その所在情報等を管理している関係部局からの情報提供を受けて，対応にあたることが必須となる。本調査を実施することで，大規模災害発生時においても関係部局間の円滑な情報共有が進むことを意図した。

イ 調査結果

(ｱ)調査対象及び回収状況

府県，市町村，一部事務組合を対象とした。回収状況は以下のとおり。

図表 37 アンケート調査（し尿処理関連）の配信と回収の結果

府県	配信数			回収数		
	府県・市町村	一部事務組合	合計	府県・市町村	一部事務組合	合計
滋 賀 県	20	8	28	18 （90%）	4	22
京 都 府	27	8	35	27 （100%）	4	31
大 阪 府	44	14	58	40 （91%）	12	52
兵 庫 県	42	16	58	33 （79%）	9	42
奈 良 県	40	11	51	31 （78%）	2	33
和歌山県	31	16	47	28 （90%）	12	40
計	204	73	277	177 （87%）	43	220
昨年度計	204	65	269	167 （82%）	32	199

（注1）一部事務組合等を含むメールの配信数（母数）は府県担当者より確認。

（注2）他府県に跨る一部事務組合は，両府県でカウントしている。

（注3）一部事務組合について回答が必要ない場合があるため府県・市町村のみの回収率を（）内に示した。

(ｲ)回答結果

調査の結果，近畿ブロックのトイレの配備・備蓄状況は，携帯トイレが約180万個（昨年度から約6万個の増加），災害用トイレが約2.1万個（昨年度から約0.6万個の増加），マンホールトイレ（貯留型）が約0.5万個（昨年度から約0.2万個の増加）となった。また，バキューム車が約1,100台（昨年度から約200台の増加），し尿処理施設は118箇所で約430万人（昨年度から約140万人の増加）の収集人口となった。

図表 38 トイレの配備・備蓄状況（府県別集計）

府県	トイレ（個）							バキューム車（台）	し尿処理施設	
	簡易（移動）トイレ				マンホールトイレ				施設数	収集人口（人）
	携 帯	簡 易	組 立	災害用	本管直結型	流下型	貯留型			
滋 賀 県	36,748	1,105	1,018	83	0	40	117	39	10	697,524
京 都 府	359,786	5,072	5,037	5,601	112	25	782	115	14	414,092
大 阪 府	379,212	13,073	5,479	14,748	301	461	2,645	412	26	1,480,996
兵 庫 県	424,950	6,338	2,280	420	85	96	422	246	21	410,158
奈 良 県	52,602	2,578	939	116	74	0	60	50	16	377,598
和歌山県	543,490	1,862	1,217	197	15	19	802	237	31	930,154
計	1,796,788	30,028	15,970	21,165	587	641	4,828	1,099	118	4,310,522
昨年度計	1,739,579	24,517	14,372	15,452	596	591	3,271	898	110	2,926,126

（注1）回答があった数字の単純合計値（無回答の場合は0とした）。

（注2）簡易（移動）トイレ，マンホールトイレ，バキューム車の各数字は，自治体による備蓄・直営分と委託業者等の外部からの調達分を合算した数値。

図表 39　（参考）簡易（移動）トイレの分類

選択肢	写真（イメージ）	説明
1．携帯トレイ		・袋の中に水分を吸収するシートがセットになっているもの。シートの代わりに凝固剤を添加するタイプもある。 ・オプションとして消臭剤がセットのもの、臭気漏れを防ぐための外袋があるものもある。
2．簡易トイレ		・多目的トイレ内等、室内に設置できるトイレ。 ・オマル式で洋式タイプが多い。溜まった大小便を始末する必要がある。（水・電気不要） ・機械的に大小便を袋の中にパッキングするタイプ。座イス型のもので、臭気をシャットアウトできることが特徴。（電気のみ必要）
3．組立トイレ		・その場で組み立てることが必要なトイレ。 ・大小便を便槽に貯留するタイプ。汲み取りが必要。（水も電気も不要） ・マンホールへ直結し、大小便をマンホール内に落とすタイプ（水も電気も不要）便槽に貯留するものは、汲み取りの際に水が必要。
4．災害用トイレ		・イベントや工事の仮設トイレとして利用されることが多いもの。・トイレットペーパーや消臭剤、室内照明等も併せて手配要。 ・避難所への設置数、貯留容量を把握し、くみ取り計画を同時に検討することが必要。

（出典）兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き」（平成26年4月）を加工

(7)災害時相互協定の調査

ア 調査趣旨

大規模災害発生時の備えとして，他自治体や民間事業者との連携体制の強化が重要であることから，近畿ブロック協議会構成員（昨年度の構成員である交野市を含む）を対象に，災害時における広域連携等の協定内容について，補完・充実を行った。

本調査を実施することで，大規模災害発生時も円滑な情報共有が進むことを意図した。

図表 40　アンケート調査（災害時相互協定）の配信と回収の結果

配信数	回収数	回収率
26	25	96.2%

（注）数字は府県市町村の合計である。

以下の集計では，複数の自治体が同一の協定に対して回答したものに対して，重複を許している。

イ 調査結果

【概要】

○協定内容が具体的ではないという回答が３割

協力分野について，「特定分野を定めていない包括的な内容」との回答が４割強，協力内容について「具体的な定めはない」との回答が約３割であった。

○平時から協定締結者相互の情報共有や，見直しに取り組む自治体は少ない

災害発生時に提供可能な資機材，人材，廃棄物の受入可能量について，協定締結者相互で平時から情報共有しているとの回答は，いずれも２割を下回っている。協定の実効性の確保のための取り組みとして，「定期的な意見交換・締結内容の見直し」や「協定を活用した教育・訓練の実施」と回答した割合は，２～３割程度である。

【調査結果】

(ｱ)担当部署

担当部署は,「環境部局」が約５割,「防災担当部局」が約４割であった。

図表 41　担当部署

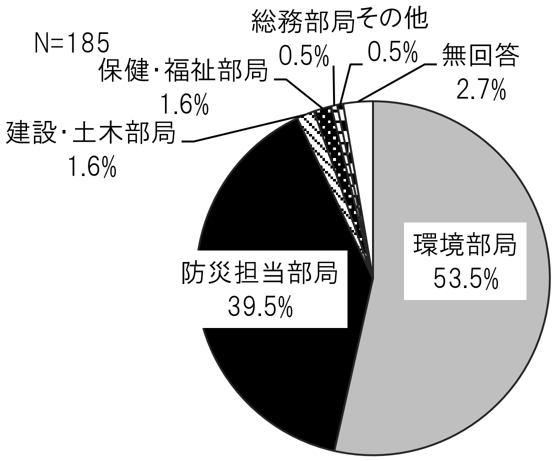

(ｲ)協定締結者

協定締結者は,「市町村等のみ」が約４割,「市町村等と民間」が約３割,「府県等と民間」が２割弱であった。

図表 42　協定締結者

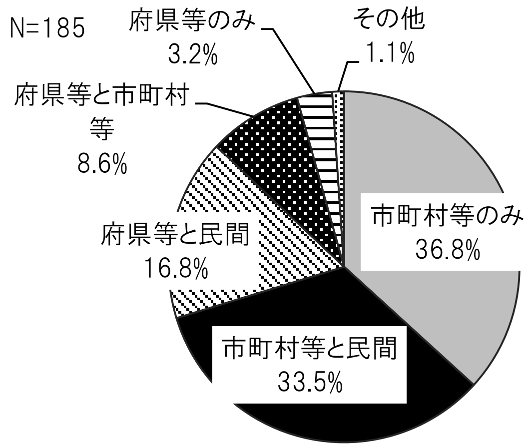

(ｳ)相手方の組織の数

相手方の組織の数は，「単数（１対１の協定)」が６割以上，「複数（３者以上の協定)」は３割程度であった。

図表 43　相手方の組織の数

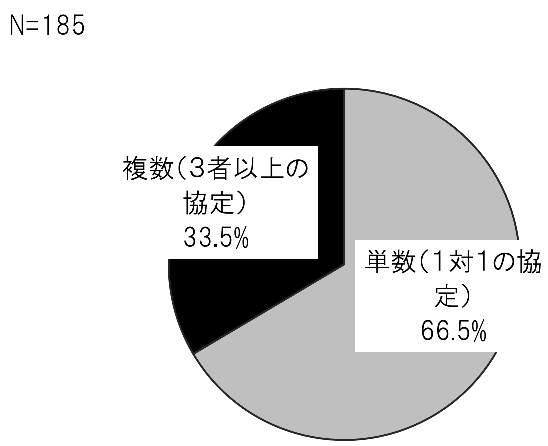

(ｴ)相手方の所在地

相手方の所在地は，「同一府県内の市町村・府県・民間等のみの協定」が５割以上，「他府県の市町村・府県・民間等を含む協定」が４割程度であった。

図表 44　相手方の所在地

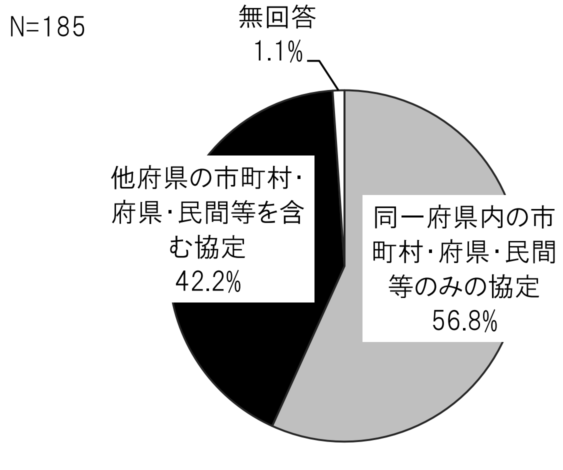

(ｵ)協定の種類

協定の種類は，「廃棄物やし尿に特化した協定」が４割程度，「災害対策全般の包括協定」が４割弱であった。

図表 45　協定の種類

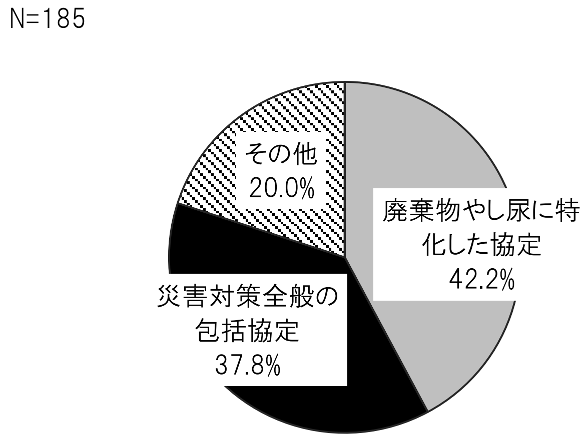

(ｶ)協定の締結日

協定締結数は年々増加傾向にあり，大規模災害の直後の数年間に多くの協定が締結されている。

図表 46　協定の締結日

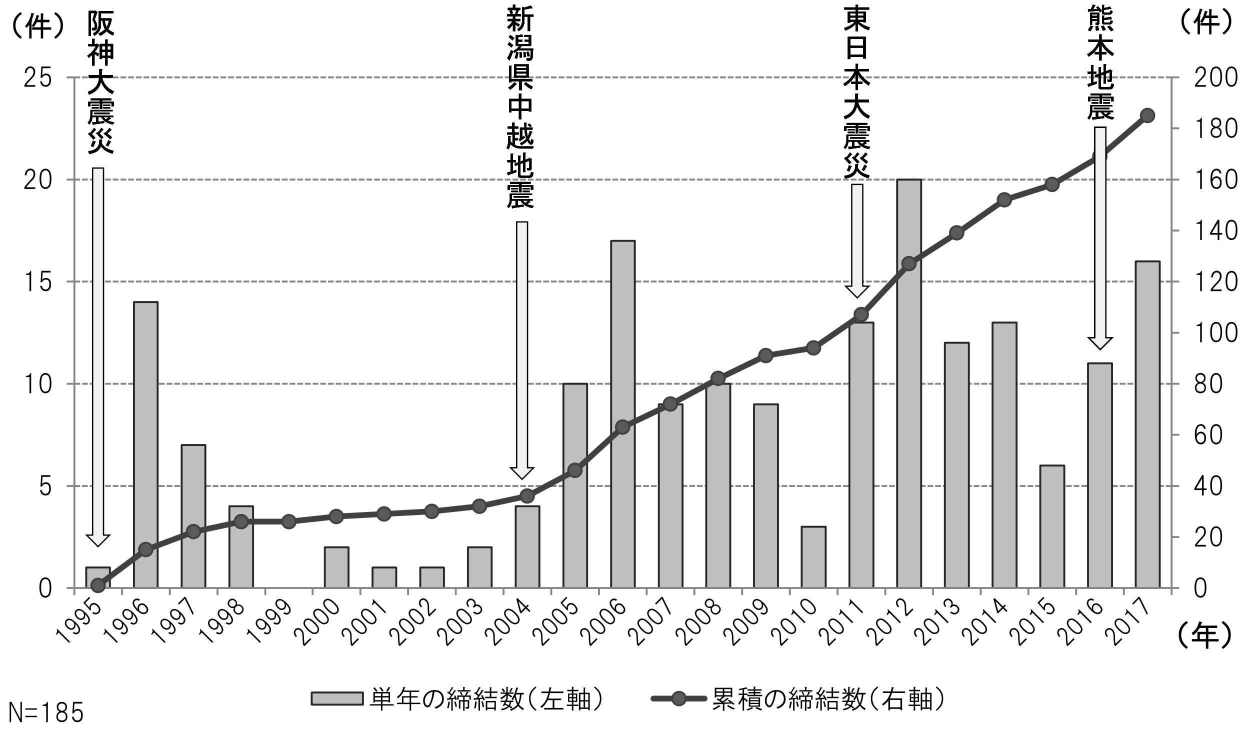

(ｷ)有効期間

有効期間は，「該当なし」が３割以上，「1年」が２割以上，「10年以上」が１割程度であった。

図表 47　有効期間

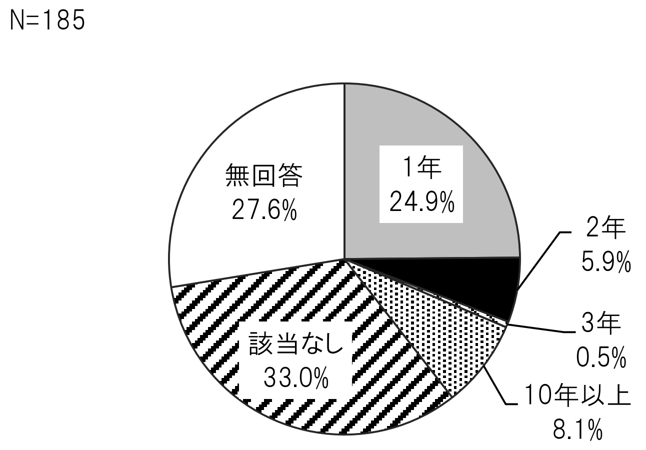

i）自動延長の有無

前問の有効期間の設問に対して，有期であると回答した自治体に対して自動延長の有無を調査したところ，98.6%が「自動延長あり」と回答した。

図表 48　自動延長の有無

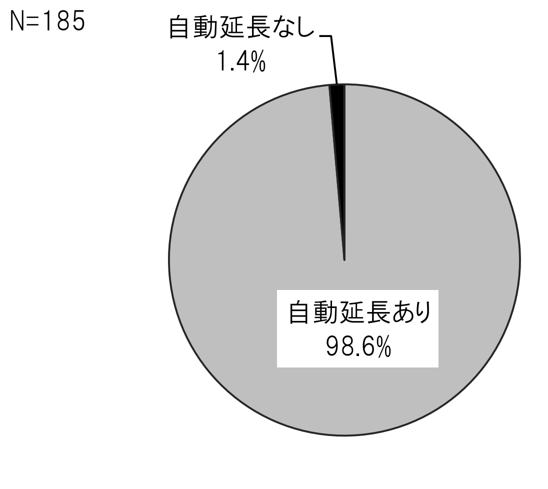

(ｸ)協定の内容

i）協力分野

協力分野は，「特定分野を定めていない包括的な内容」が４割以上と最も多かった。

次いで「廃棄物収集運搬（生活ごみ，災害廃棄物）」が３割程度であった。

図表 49　協力分野（複数選択）

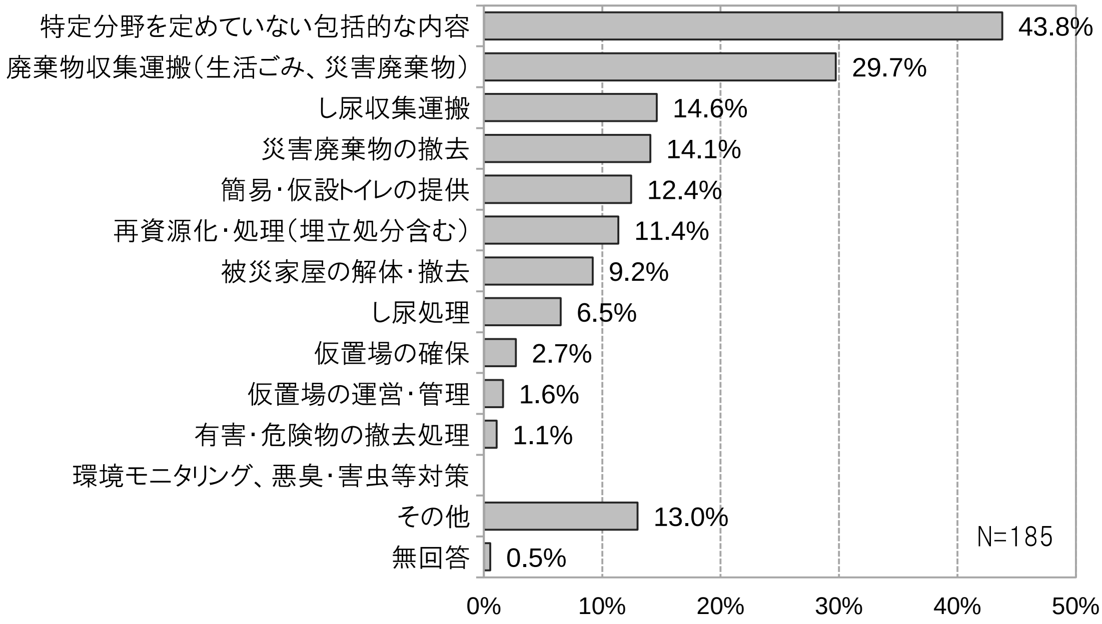

ii）協力内容

協力内容は，「資機材の提供」が６割以上と最も多く，次いで「人材の提供」が５割以上，「具体的な定めはない」が３割弱であった。

図表 50　協力内容（複数選択）

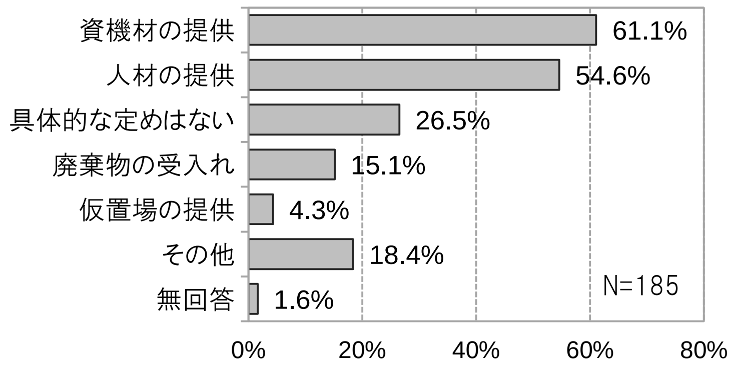

iii）費用負担者

費用負担者は,「受援側」の回答が約７割であり,「事後協議」との回答が１割弱であった。また,民間団体を含む協定においては,「支援側」の回答が１割近くあったが,民間を含まない協定においては「支援側」の回答は無かった。なお，費用負担者が「支援側」である協定の締結先は，建物解体工事業協同組合や衛生管理協同組合などであった。

図表 51　費用負担者（民間を含む協定）

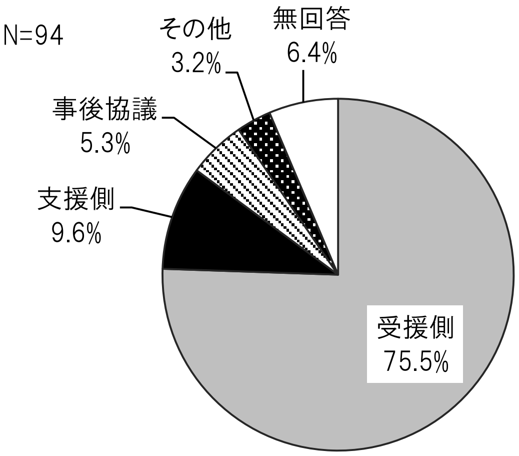

図表 52　費用負担者（民間を含まない協定）

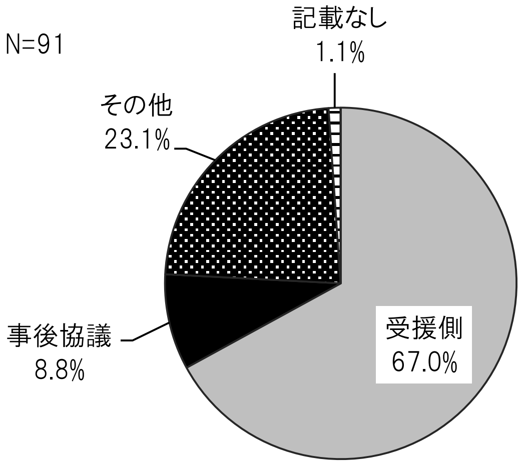

iv）協定締結者相互の平時の情報共有

協定締結者相互の平時の情報共有は無回答が最も多かった。最も多かった回答は「提供可能な資機材の種類・量」であるが，その割合は１割超に留まった。次いで「廃棄物の受入条件・受入能力」,「提供可能な人材の分野・人員数」が多かった。

図表 53　協定締結者相互の平時の情報共有（複数選択）

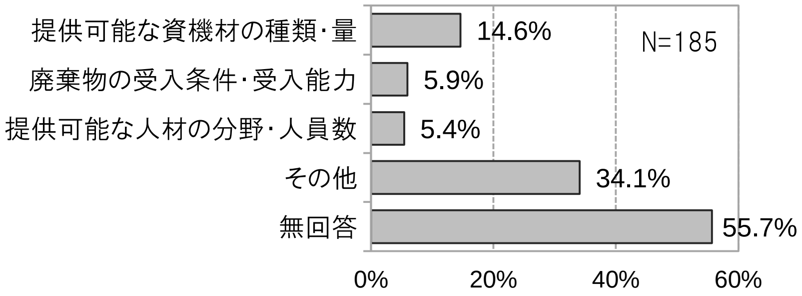

2)協定内容の市民への公表

i）公表の有無

公表の有無は，「公表」が約９割，「非公表」は約１割であった。

図表 54　公表の有無

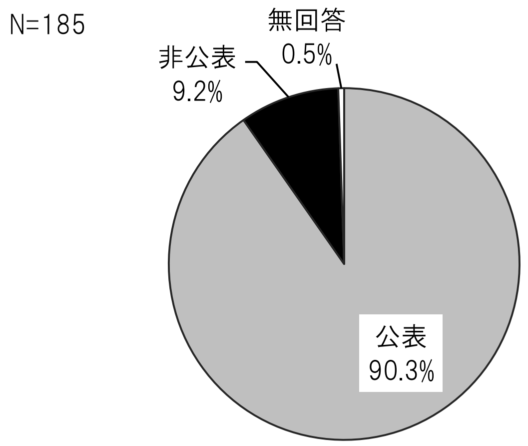

「非公表」と回答した自治体の主な理由は以下のとおりである。

・特段の理由なし　　・包括的な協定で具体的な部分を明示していないため

3)協定の実効性の確保のための取り組み

協定の実効性の確保のための取り組みは，無回答が最も多かった。多かった回答内容は「定期的な意見交換・締結内容の見直し」であるがその割合は３割程度であった。「協定を活用した教育・訓練の実施」は２割未満であった。

図表 55　協定の実効性の確保のための取り組み（複数選択）

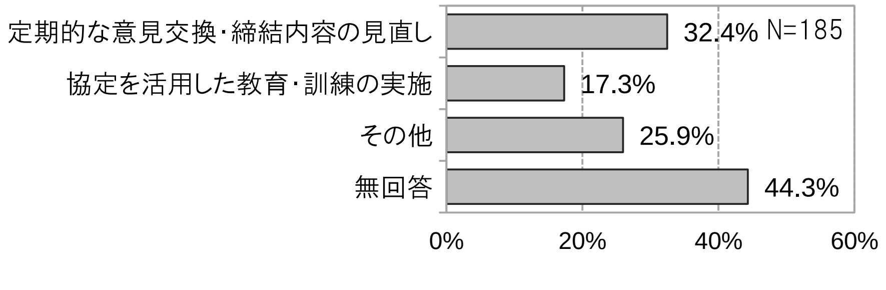

「その他」の主な回答

・近隣地で災害が発生した際の相手方の被災状況等の確認　　・連絡先の変更等の確認・連絡 ・担当者会議・連絡会・研究会の実施

ウ 今後の必要な取組に関する考察

〇協定内容について具体的に想定することが重要である

協力分野について,「特定分野を定めていない包括的な内容」との回答が４割強，協力内容について「具体的な定めはない」との回答が約３割であった。協定の内容が具体的でない場合，柔軟な対応が可能になる一方で，災害の際の対応が協定に裏付けられた行動として認められない可能性もあるので，どのような事態を協定の対象とするのか，並びに，協定に基づいた行動がどのようなことなのかについて，平時から想定しておく必要がある。

〇平時から，協定締結者相互の情報共有や，見直しに取り組む必要がある

災害発生時に提供可能な資機材，人材，廃棄物の受入可能量について，協定締結者相互で平時から情報共有していると回答は，いずれも２割を下回っており，協定の実効性の確保のための取り組みとして,「定期的な意見交換・締結内容の見直し」や「協定を活用した教育・訓練の実施」と回答した割合は，２～３割程度である。協定の実効性を確保するために，締結者同士の情報共有や定期的な見直しに取り組むことが重要である。

(8)災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート（環境省）の分析

環境省本省が実施する平成２９年度廃棄物処理実態調査において，災害廃棄物処理計画の策定状況に関する設問があり，ここでは，同調査結果（速報値）のうち，近畿ブロックの結果について，全国の結果と比較しながら整理した。

速報値では，４７都道府県のうち８の県は未回答であり，本資料における全国のデータは，３９の都道府県の回答結果を集計したものである。（今後，確報値をもとに修正予定。）

ア 災害廃棄物に関する計画の策定状況

(ｱ)廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画における災害廃棄物処理対策の記載の有無

廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画における災害廃棄物処理対策について，全国の都道府県の９割超が「記載がある」と回答しており，近畿の府県も８割超が「回答あり」と回答している。

一方で，市町村においては，全国集計においても近畿全体の集計においても「記載あり」と回答した自治体は3割近くに留まり，「今後記載する予定」と回答した自治体を含めても６割程度に留まる。

図表 56　廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画における災害廃棄物処理対策の記載の有無（都道府県）

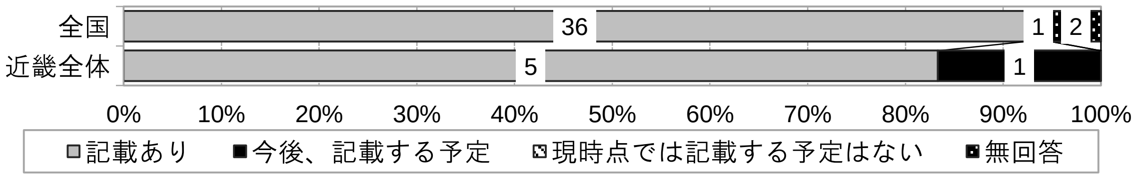

図表 57　廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画における災害廃棄物処理対策の記載の有無（市町村）

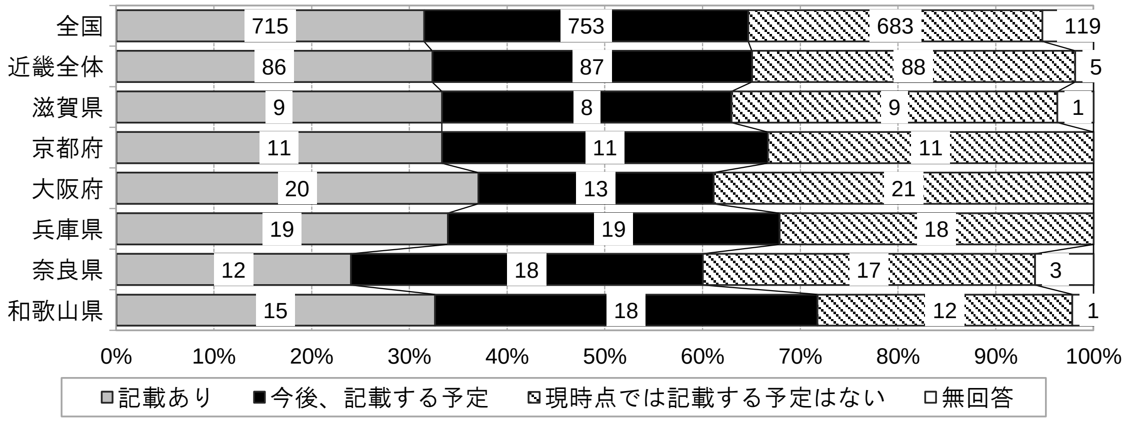

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

(ｲ)単独の災害廃棄物処理計画の有無

単独の災害廃棄物処理計画の有無については，全国の都道府県の6割超，近畿の2府４県のうち４つの府県（昨年度は２つの府県）が「あり」と回答している。市町村の集計でみると，全国集計においても近畿全体においても「あり」と回答した企業は約3割に留まる。近畿全体の市町村において処理計画が「有り」と回答した自治体は，昨年度の４１から５３に増加している。

図表 58　単独の災害廃棄物処理計画の有無（都道府県）

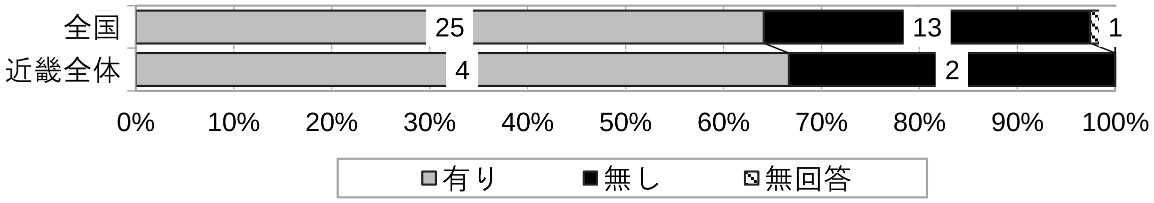

図表 59　単独の災害廃棄物処理計画の有無（市町村）

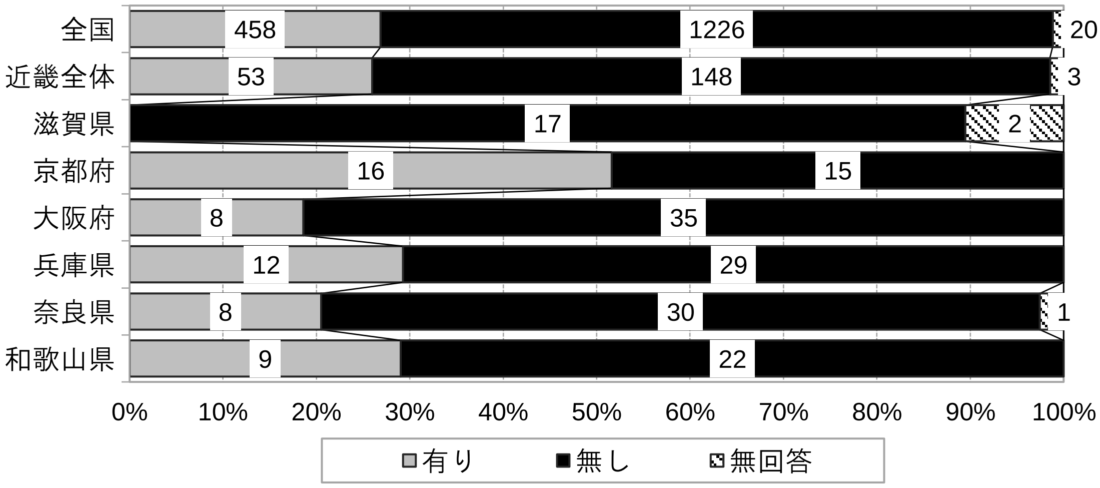

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

1)災害廃棄物の発生量の推計について（単独の災害廃棄物処理計画「有り」の場合）

単独の災害廃棄物処理計画を策定している自治体の多くが災害廃棄物の発生量について「推計している」と回答している。近畿全体においては，「推計している」と回答した府県の数は昨年度の2から4，市町村の数は昨年度の27から39に増加している。

図表 60　災害廃棄物の発生量の推計について（府県）

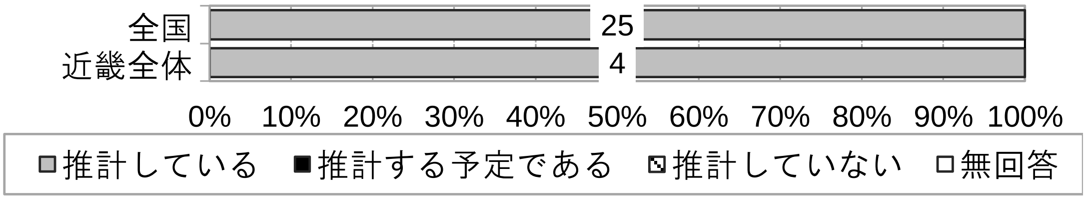

図表 61　災害廃棄物の発生量の推計について（市町村）

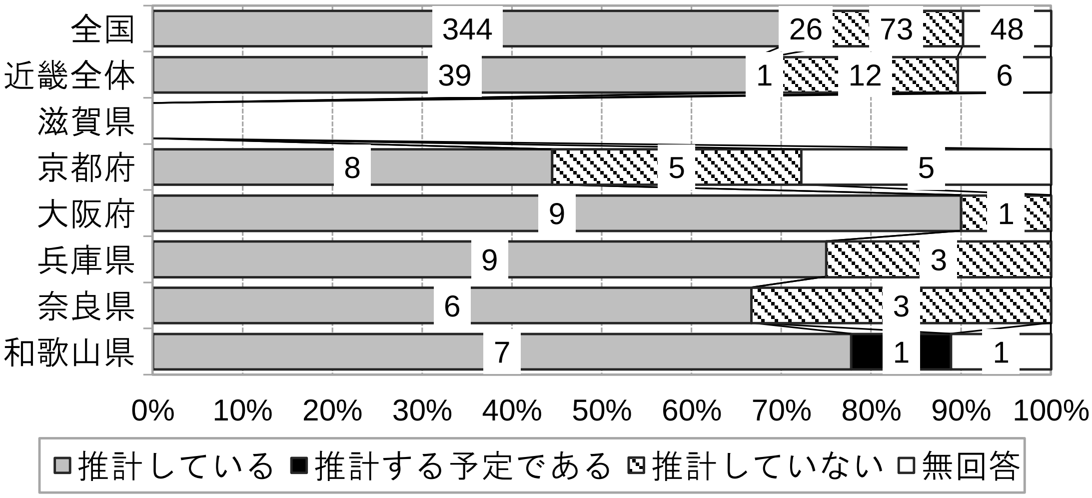

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

2)災害廃棄物の処理可能量の推計について（単独の災害廃棄物処理計画「有り」の場合）

単独の災害廃棄物処理計画を策定している自治体のうち，都道府県は，災害廃棄物の処理可能量の推計について「推計している」との回答が多かった。一方，市町村は，「推計している」との回答は昨年の21から29に増加しているものの，割合は６割程度（昨年度は5割程度）に留まる。近畿全体の市町村における処理可能量の推計は，全国の市町村に比較すると僅かに進んでいる傾向にある。

図表 62　災害時の災害廃棄物の処理可能量の推計について（都道府県）

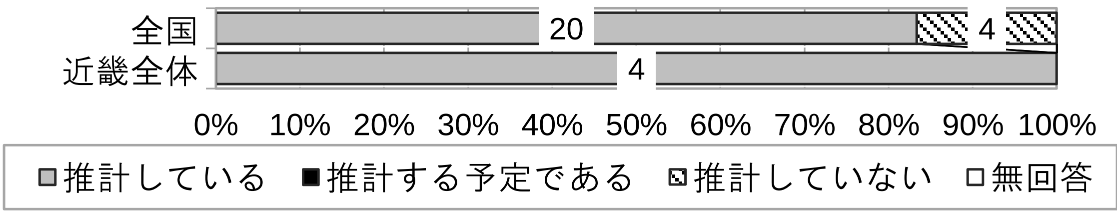

図表 63　）災害時の災害廃棄物の処理可能量の推計について（市町村）

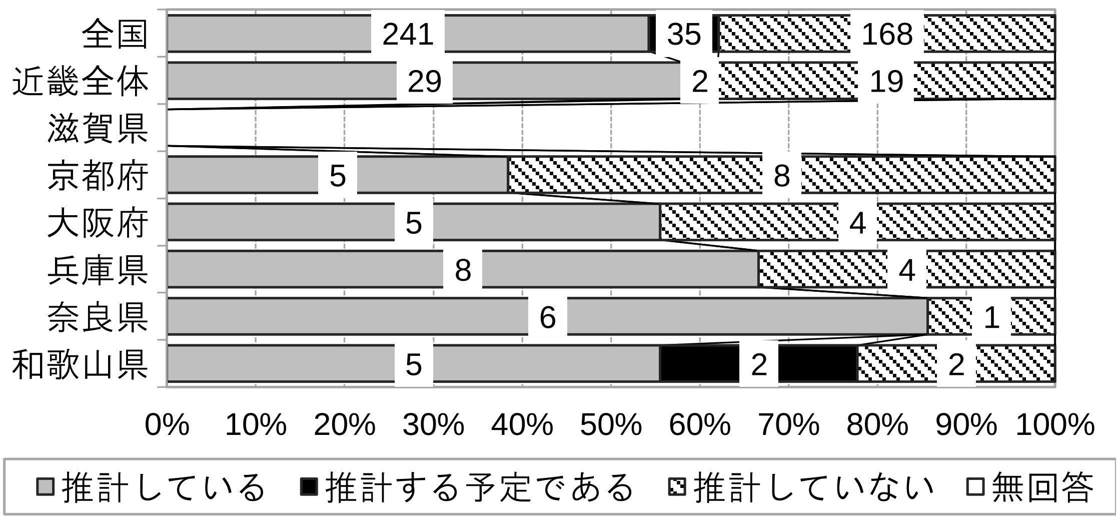

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

3)災害時のし尿の収集必要量の推計について（単独の災害廃棄物処理計画「有り」の場合）

単独の災害廃棄物処理計画を策定している自治体のうち，都道府県は，災害時のし尿収集必要量の推計について「推計している」との回答が多かった。一方，市町村は，「推計している」との回答は昨年の26から30に増加しているものの，割合は約６割に留まる。近畿全体の市町村におけるし尿の収集必要量の推計は，全国の市町村に比較すると僅かに遅れている傾向にある。

図表 64　災害時のし尿の収集必要量の推計について（都道府県）

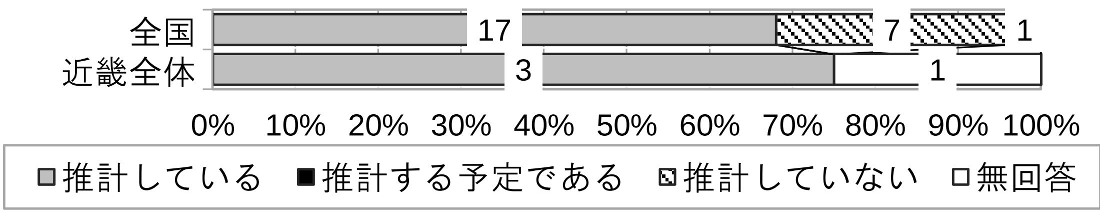

図表 65　災害時のし尿の収集必要量の推計について（市町村）

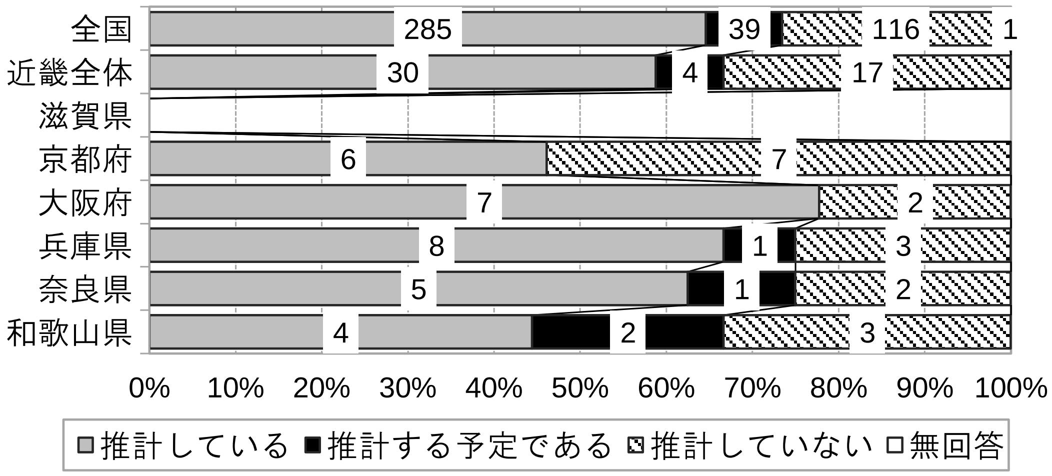

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

4)今後の策定予定時期（計画無しの場合）

単独の災害廃棄物処理計画を策定は，近畿の２府４県においては全て１年以内に策定される予定である。一方，市町村においては，全国集計においても近畿全体の集計においても，「1年以内」「３年以内」「５年以内」の合計が５割未満であり，「計画なし」の市町村の半数以上が「策定する予定はない」または「無回答」である。

近畿全体の市町村については，「1年以内」と回答した自治体の数は昨年度の13から17に増加し，「3年以内」と回答した自治体の数も昨年度の41から43に増加している。

図表 66　今後の策定予定時期（都道府県）

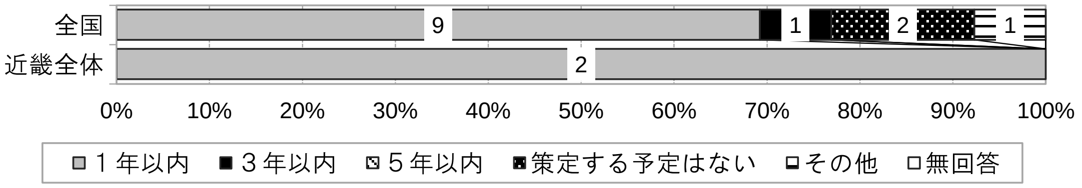

図表 67　今後の策定予定時期（市町村）

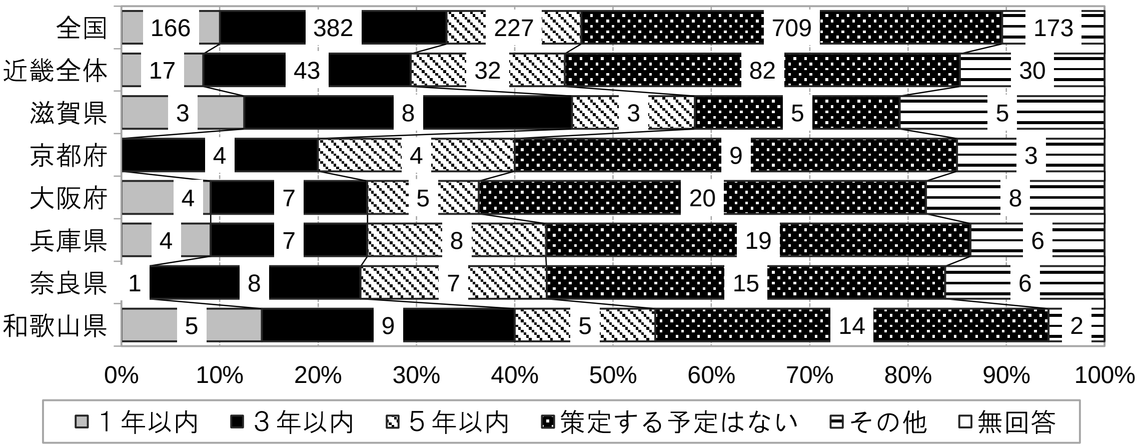

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

イ 災害廃棄物処理計画の策定における課題

災害廃棄物処理計画の策定における課題については,「作成に当たる職員や時間を確保できない。」「専門的な情報や知見が不足している。」を理由に挙げる自治体が６割近くである。そのほか,「職員の異動等によって計画の維持管理が難しい」という自治体も２割近くである。近畿全体と全国で回答の傾向に大きな差は無く，近畿全体の回答傾向は昨年度から大きな変化はない。

図表 68　今後の策定予定時期（都道府県・市町村・一部事務組合等）　（複数選択）

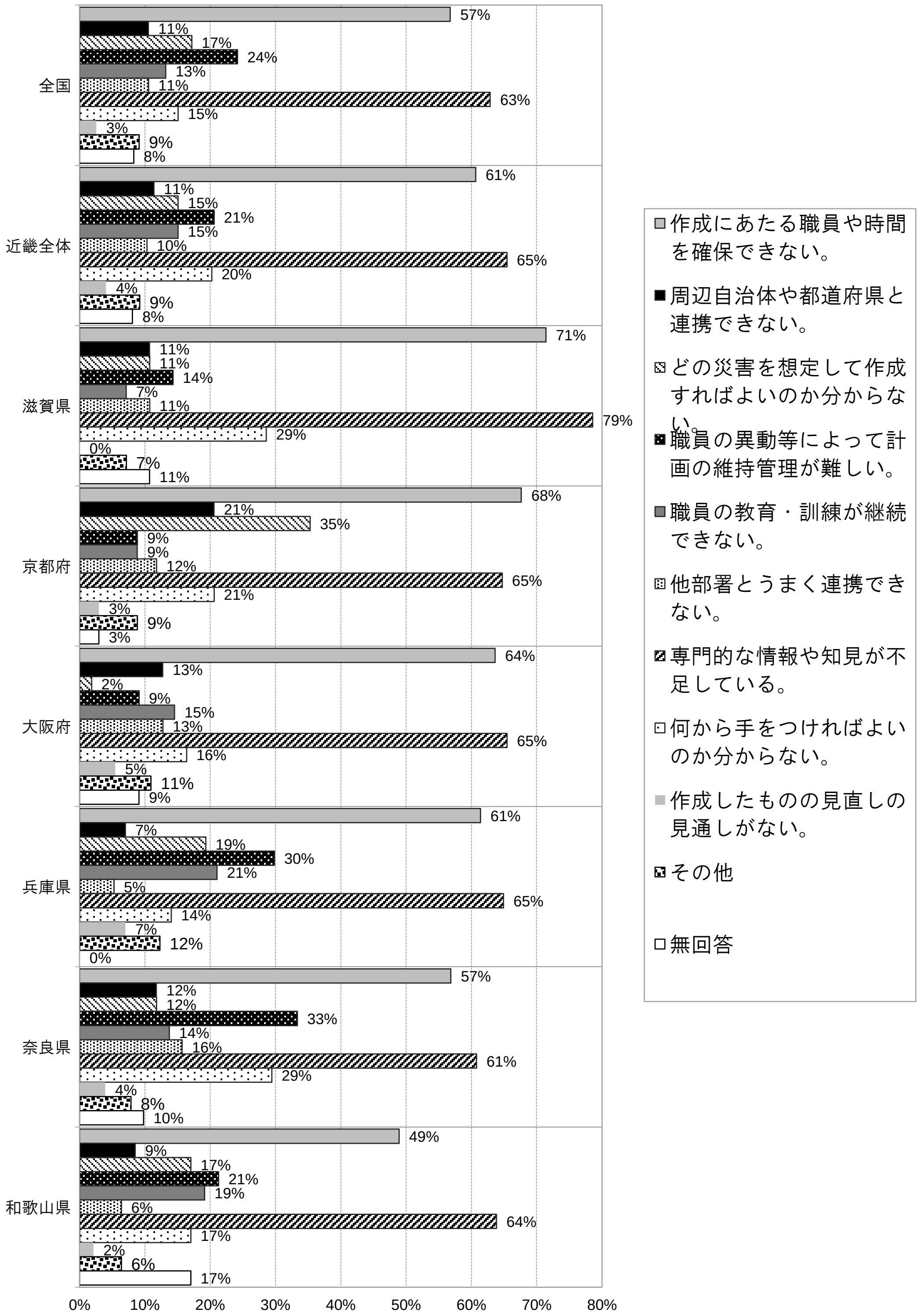

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

ウ 災害時における有害物質の流出・漏えいに伴う有害廃棄物等対策に関する検討の有無

災害時における有害物質の流出･漏えいに伴う有害廃棄物等対策に関する検討の有無については，「無し」の自治体が多い。近畿全体においては，「有り」と回答した自治体の数は昨年度の38から41に増加している。

図表 69　災害時における有害物質の流出・漏えいに伴う有害廃棄物等対策に関する検討の有無（都道府県・市町村・一部事務組合等）

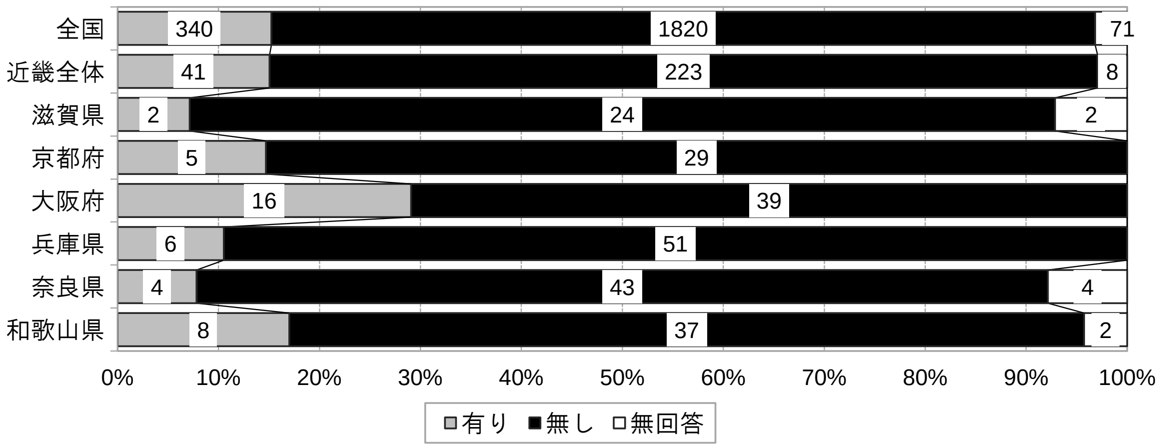

エ 仮置場の確保や候補地の選定に関する検討の有無

(ｱ)検討の有無

仮置場の確保や候補地の選定に関する検討の有無については，全国集計および近畿全体の集計において，6割以上の自治体が「無し」と回答している。近畿全体においては，「有り」と回答した自治体の数は昨年度の99から103に増加している。

図表 70　仮置場の確保や候補地の選定に関する検討の有無（都道府県・市町村・一部事務組合等）

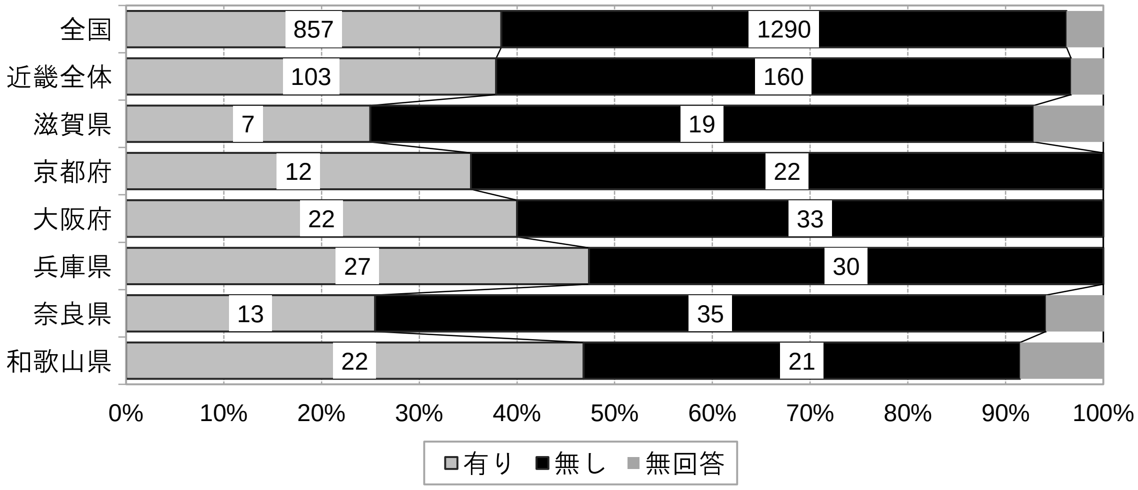

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

(ｲ)公開の有無（仮置場の確保や候補地の選定に関する検討が有りの場合）

仮置場の確保や候補地の選定に関する検討について「有り」と回答した自治体のうち，仮置場の確保や候補地公開の有無については，全国集計においては，６割近くの自治体が「公開」と回答した。近畿全体の集計においては，「公開」と回答した自治体は４割程度と，全国集計よりも低い割合である。近畿全体においては，「有り」と回答した自治体の数は昨年度から変化はない。

図表 71　検討有りの場合の公開の有無（都道府県・市町村・一部事務組合等）

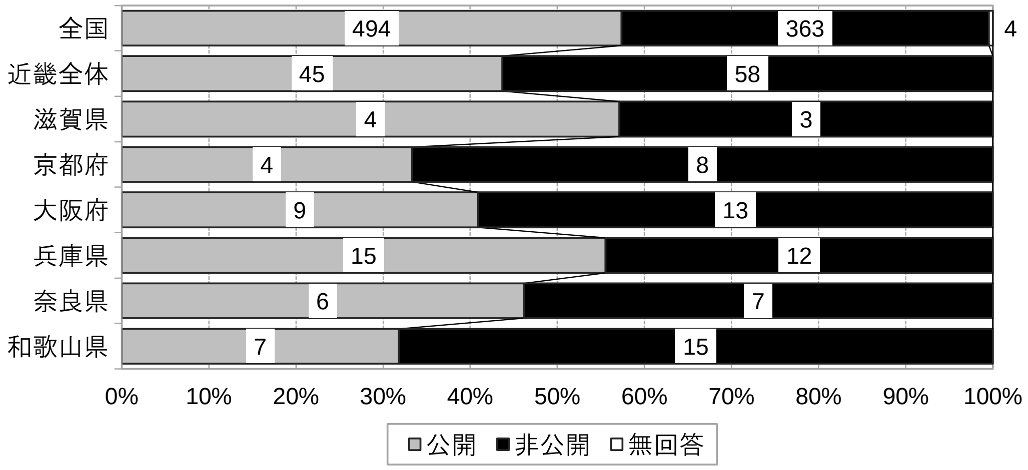

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

(ｳ)一次仮置場と二次仮置場に分けて候補地を選定しているか（仮置場の確保や候補地の選定に関する検討が有りの場合）

仮置場の確保や候補地の選定に関する検討について「有り」と回答した自治体の多くが，一次仮置場と二次仮置場に分けて候補地を選定していない。近畿全体においては，「有り」と回答した自治体の数は昨年度の15から16に増加している。

図表 72　一次仮置場と二次仮置場に分けて候補地を選定しているか
（都道府県・市町村・一部事務組合等）

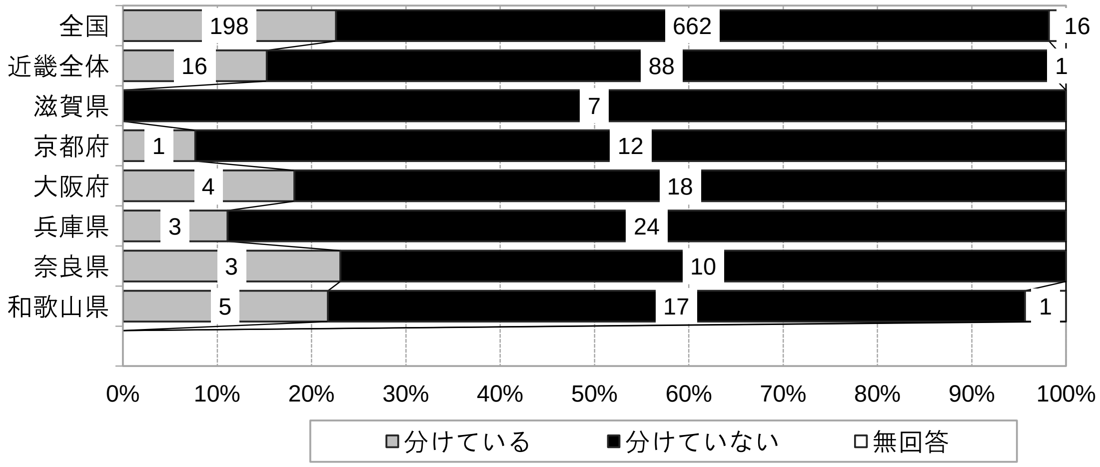

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

(ｴ)仮置場の確保や候補地の検討における課題

仮置場の確保や候補地の検討における課題については，「専門的な情報や知見が不足している。」「検討にあたる職員や時間を確保できない。」という体制面の課題のほかに，「災害時に利用可能な空き地の把握が難しい。」「他の用途との調整が難しい。」「仮置場としてどれぐらいの面積が必要なのかわからない。」が大きな課題として挙げられている。近畿全体と全国で回答の傾向に大きな差は無く，近畿全体の回答傾向は昨年度から大きな変化はない。

図表 73　仮置場の確保や候補地の検討における課題
（都道府県・市町村・一部事務組合等）（複数選択）

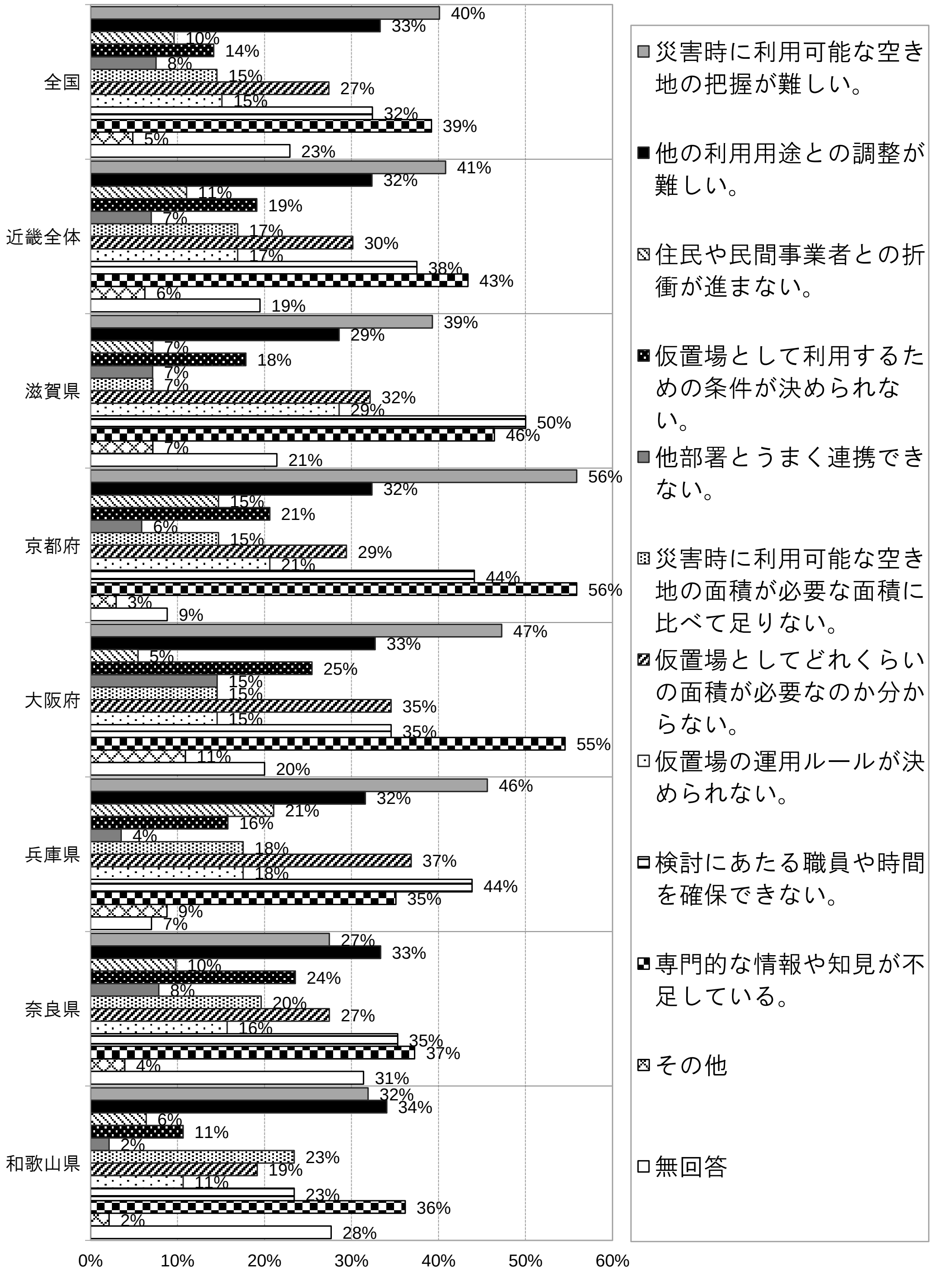

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

オ 廃棄物処理技術と教育・訓練の実施状況

(ｱ)災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施の有無

災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施の有無について，都道府県集計においては，全国集計では「定期的に実施している」と回答した自治体は５割未満で,「現在実施を計画している」と合わせると７割程度である。近畿の２府４県の集計を見ると,「定期的に実施している」と回答したのは４つの府県（昨年度は２つの府県),「現在実施を計画している」と回答したのは２つの府県であった。

市町村集計においては，全体の９割の自治体が「実施の予定はない」と回答している。

都道府県別に見ると，近畿全体において「定期的に実施している」と回答した自治体の割合は全国よりも高いが，市町村別に見ると,「定期的に実施している」と回答した自治体の割合は全国よりも低い傾向にある。

図表 74　災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施の有無（都道府県）

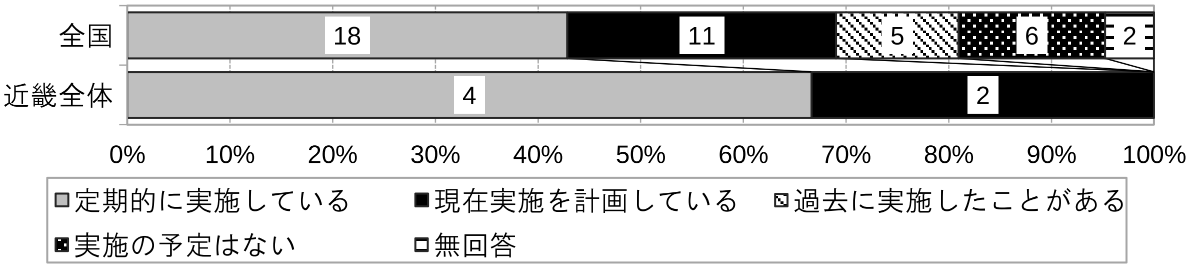

図表 75　災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施の有無（市町村）

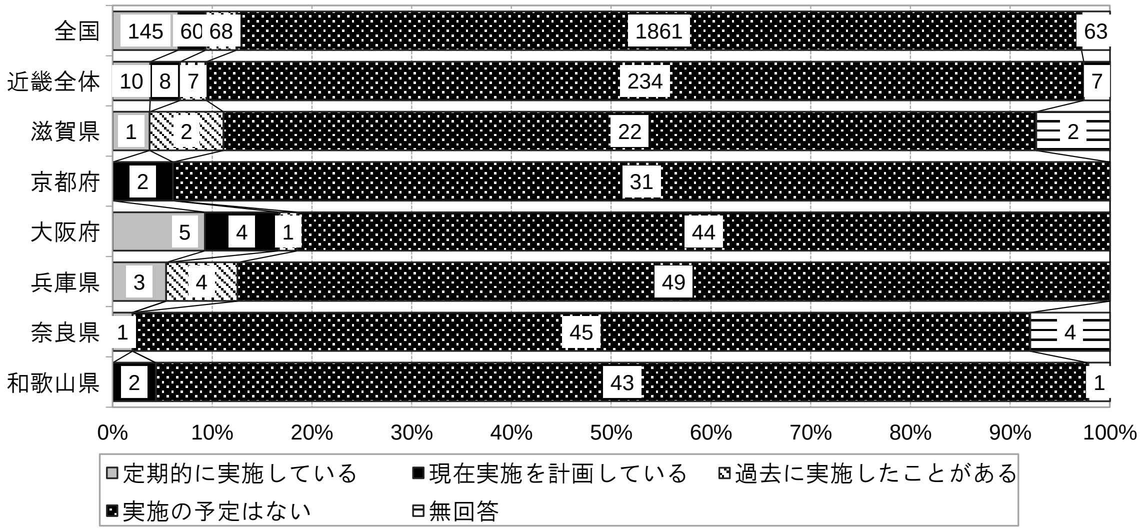

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

(ｲ)参加者の範囲

災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施について,「定期的に実施している」「現在実施を計画している」「過去に実施したことがある」と回答した自治体のうち，参加者の範囲については,「市町村内環境部局のみ」との回答が多い。

全国集計においては，そのほかに「都道府県」「民間事業者（災害協定あり)」との回答が多い一方で，近畿全体の集計においては,「市町村内関係する複数の部局」との回答が多い。

図表 76　参加者の範囲（都道府県・市町村・一部事務組合等）（複数選択）

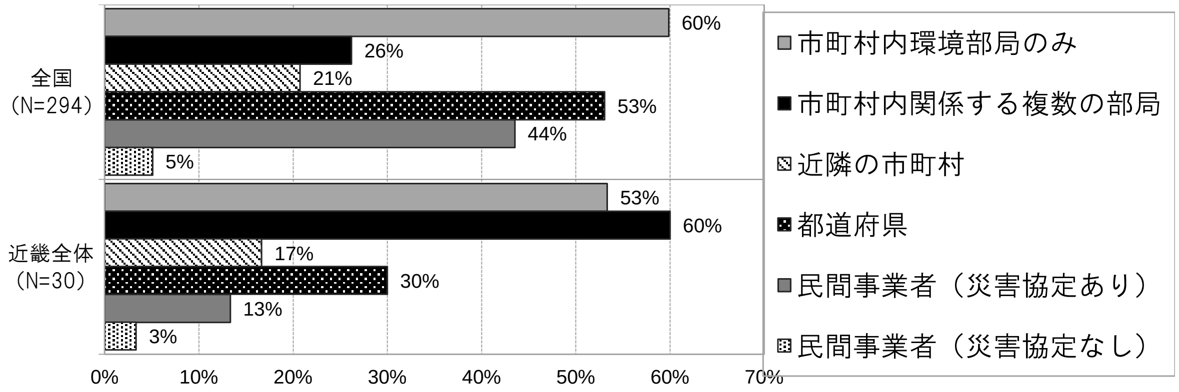

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

(ｳ)教育・訓練の実施における課題

教育・訓練の実施における課題については，約６割の自治体が「研修や訓練を実施するためのノウハウがない」と回答している。そのほか，約４割の自治体が「実施にあたる職員や時間を確保できない」と回答している。

図表 77　教育・訓練の実施における課題（都道府県・市町村・一部事務組合等）（複数選択）

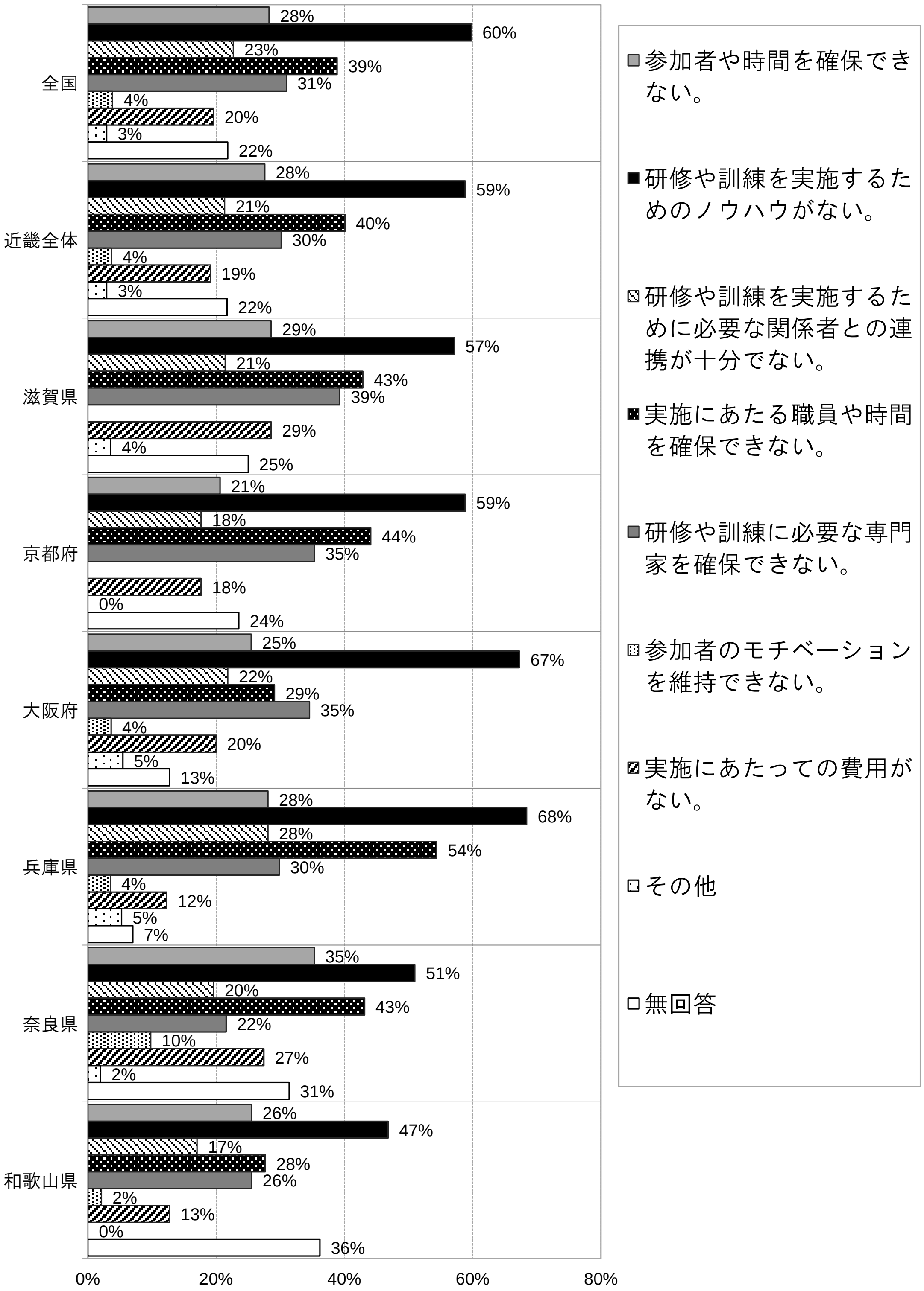

（出典）平成29年度廃棄物処理実態調査（災害廃棄物処理計画の策定状況等のアンケート結果）より作成

(9)次年度以降の調査の実施に係る課題

ア 調査結果の活用

本調査で得られた情報の中には，取扱いに慎重を期すべき情報もあることから，災害廃棄物仮置場の調査，危険物及びアスベストの調査，し尿処理施設に関する調査，災害時相互協定の調査について，いずれも，自治体別の調査結果を公表しないことを前提に，府県，市町村，一部事務組合から回答を得ており，本報告書でも集計結果のみを示している。

近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画では，関係者間で情報を共有すべき事項が示されているが，本調査結果で得られた情報は，事務局で集計作業を行っており，例えば，市町村に係る情報は，当該府県に十分に共有されていない。市町村・府県間で共有されていない実態がある。

こうしたことを踏まえて，調査結果の情報の共有について検討が必要である。具体的には，個々の設問ごとに情報を共有する対象を明確化することや（例：当該府県内の全自治体間で共有／事務局のみ把握），回答の回収方法（例：府県を経由して回答／直接事務局に回答）について検討することが考えられる。

イ 調査方法の工夫

本年度の調査実施にあたり，多数の問い合わせを頂いた。それを踏まえ，次年度以降は次の点を改善することが考えられる。

【調査全体】
・一部事務組合に対しては，調査内容に該当する業務を行っている場合のみ回答して頂くよう案内する。
・昨年度の回答から変更点が無い場合や，一部のみ変更がある場合の回答方法をわかりやすくする。

【危険物及びアスベストの調査】
・アスベスト台帳については，市が所有している建築物と民間が所有している建築物を区別して回答できるようにする。
・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）に記載している「自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果」の具体例を提示する。
・開示先の相手について，行政なら廃棄物担当課および建設関連部局など，民間団体なら産廃協会および建設業協会などと，具体的に示す。

【一部事務組合が所管する施設に関する調査】
・一部事務組合が回答する処理施設と，自治体が回答する処理施設が重複し，それらの回答内容に相違が生じる可能性があるので，一部事務組合と所管の自治体間で協議して，回答内容を一致させた上で回答頂く。

【協定に関する調査についての留意点】
・同一の協定に対して，調査票の送付先自治体が複数参加している場合，それらの回答に相違が出ることがあるので，送付先の構成員が複数参加している協定については，構成員の間で回答内容を一致させた上で回答頂く。